

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和3年9月16日（木）午前10時 議場

出席委員（8名）

（分科会長）矢田貝 香 織 （副分科会長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】永瀬部長

[市民課] 東森課長 高浦証明担当課長補佐

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 森課長 田村課長補佐兼保険総務担当課長補佐
永野課長補佐兼健康推進室長

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 鈴木課長

[収税課] 影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 大峯環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長 遠藤施設管理担当課長補佐
池口廃棄物対策担当課長補佐

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

[福祉政策課] 山崎地域福祉推進室長

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 塚田次長兼課長 米田課長補佐兼相談給付担当課長補佐
田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 足立課長 萩原課長補佐兼介護保険担当課長補佐
橋本課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 金川地域保健担当課長補佐 後藤健康長寿担当係長

【こども未来局】景山参事兼局長

[こども相談課] 瀬尻課長 足立課長補佐兼総合相談担当課長補佐

[子育て支援課] 金川課長 松原課長補佐兼児童青少年担当課長補佐
井上子育て支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 斎木教育企画室長 東森課長補佐兼学校管理担当課長補佐

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐 住田学務担当課長補佐
國頭担当課長補佐 平野担当課長補佐

[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 稲田議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員
又野議員 三嶋議員 渡辺議員

報道関係者 0人 一般 1人

審査事件

議案第90号 令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち当分科会所管部分

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○矢田貝分科会長 ただいまから予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

10日の本会議で予算決算委員会に付託された決算関係議案、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、当分科会所管部分を審査いたします。

審査は、市民生活部、福祉保健部、教育委員会の順で、発言通告一覧表に沿って行いますので、よろしく願いいたします。

この際、委員の皆様申し上げます。審査終了後に指摘事項の取りまとめを行いますが、指摘事項に上げる項目は、実際に発言された指摘事項しか上げることができませんので、指摘をされる際には、質問や要望で終わることなく、その旨をはっきりとお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、市民生活部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表1ページを御覧ください。決算に係る主要な施策の説明書の33ページ、事業番号66番、マイナンバーカード取得促進事業について質問を行います。

前原委員。

○前原委員 ナンバー66、マイナンバーカード取得促進事業について、その決算認定について質問させていただきます。この過去3年間のマイナンバーカードの特設ブースの対応件数と決算額、それぞれ教えていただきたいのと、人員配置についての評価をどう考えているのか教えてください。

○矢田貝分科会長 東森市民課長。

○東森市民課長 過去3年間のマイナンバーカード特設ブースの対応件数と決算額、人員配置の評価についてでございますが、マイナンバーカード特設ブースは令和2年2月に設置しておりまして、実績は、元年度は2か月分でございますが、令和元年度の対応実績は、申請が1,258件、交付枚数が1,674枚、カードの更新等、その他の手続が991件、合計3,923件で、決算額は620万9,000円でございます。令和2年度の対応実績は、申請が1万4,910件、交付枚数が1万9,105枚、カードの更新等、その他の手続が1万1,481件、合計4万5,496件で、決算額は2,775万2,000円でございます。令和2年度は、正職員1名、任期付職員2名、会計年度任用職員9名の12名を配置いたしました。ブースに人員を配置したことによりまして、スムーズに対応がで

きたものと考えております。令和3年度からは出張申請の強化を主目的といたしまして、人員をさらに6名増員しております。加えまして、本年8月から淀江支所でもマイナンバーカードの申請や交付の手続を始めたところでございます。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 分かりました。

それでは、次に、この出張申請ですね。この対応件数の推移と出張先の開拓の取組についてお伺いします。

○矢田貝分科会長 東森市民課長。

○東森市民課長 過去3年間の出張申請の対応件数と出張先開拓の取組についてでございますが、企業等への出張申請の受付は令和元年8月から実施しておりまして、令和元年度の実績は、45回の出張で503人の申請がございました。令和2年度の実績は、41回の出張で452人の申請がございました。出張先開拓の取組といたしましては、これまで市のホームページ、米子市報、自治会回覧、中海テレビ、ラジオなどで広報するほか、各経済団体を通じて広報してきたところでございます。今後は、米子税務署との連携した取組や広報用動画による周知を行いまして、出張先を開拓してまいりたいと考えております。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 じゃあ、ちょっと出張申請のことで聞きたいんですが、令和元年度は8月から実施ということなんですが、45回で503人、令和2年度は41回で452人ということで、期間的には令和2年度が長いんですが、出張件数が少なかったのかなと思うんですけども、逆にブースで対応された方は非常に増えてるということなんですが、これを見るとどういうふうを考えるのか。個人的にマイナンバーカードを作られに市役所に来られる方が多くなったのかなど。逆に、企業の対応件数というか、企業とは限りませんが、そういう集団での出張が減っている理由についてどう分析するのかお伺いいたします。

○矢田貝分科会長 東森市民課長。

○東森市民課長 令和2年度の実績につきましては、元年度の短い期間に比べまして実際回数は減っておりますが、この出張申請といいますのは、皆様からお申し込みいただいたものに対して出張申請しておりますので、分析まではしておりませんが、実績といたしまして、このような数字であつというふうになっております。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 ちょっと事前に質問してなかったんで申し訳なかったんですけども、多分これは元年度のPRがよかったので非常に多かったのかなと思うのと、2年度に関しては、やはりさっき言ったように、個人的にブースに行かれる方が多かったのかなというふうに思いますので、今後なんですが、税務署と連携した取組とか、広報してまた出張を開拓していきたいというふうにあるんですが、令和3年度に関しての、この出張の目標というか、そういうものはあるのか、目標件数とかあるのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。もしなければいい結構ですけども。

○矢田貝分科会長 東森市民課長。

○東森市民課長 件数の目標は、具体的には立てておりません。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

**○石橋委員** 決算額の倍以上に次年度の予算が立ててあります。これについて、そしてその大幅増の考えはということかということと、2年度に始まった出張申請の成果については先ほどの前原委員に対する御説明で大分分かりました。この出張申請を令和3年度はさらに増やしていくおつもりなのかと思います。その辺りをお聞かせください。

**○矢田貝分科会長** 東森市民課長。

**○東森市民課長** 令和3年度につきましては、2年度に引き続き出張申請をしまいが、それに加えて、米子駅前イオンに出張申請窓口を新たに設置いたしましたし、今後はこちらから積極的に企業様とかを出張先として営業して、出張申請を増やしていきたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 私たちはマイナンバーによって政府や自治体に全ての個人情報が管理されるということに反対をしている立場ですけれど、運転免許証や保険証の機能などを持たせることが計画されておいて、1つのマイナンバーカードから全ての情報にアクセスできるようになる。知らない間に個人情報が利用されるという危険があります。デジタル庁ができました。あらゆる個人情報を集中させて、その情報を加工した上で、民間企業に渡すことが決められています。個人情報流出の危険が拡大するというふうに思います。マイナンバーカードの紛失とか漏えいなどの危険が大変大きい。国の政策で、国・県の出資金があるということですが、そうであるとはいえ、セキュリティーを確保できるのか、そのリスクを行政が負えるのか、マイナンバーは廃止すべきだというふうに私は思います。少なくともマイナンバーカードの扱いについては十分注意を喚起すべきだというふうに思います。これはちょっと通告してないんですけど、マイナンバーカードの扱いに注意を促されているのでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** マイナンバーカードの取扱いという御意見、御質問だと思いますけど、これは基本的に、そのセキュリティーも含めまして法整備が国のほうでされておいて、ソフト的、ハード的にそれぞれそういったものを体制を整えまして取り扱われております。その範囲で使用していただく分については、何ら問題ないと思っております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 使い方の幅、機能の幅が増えるだけそういう漏えいとか紛失、危険性が増大します。これは十分注意を喚起した上での交付でなければならないというふうに考えます。これについては指摘をしておきます。以上です。

**○矢田貝分科会長** それでは、説明書10ページ、事業番号19、消費生活行政関連経費について。

石橋委員。

**○石橋委員** この審議会の回数が1回ですけど、そのことと内容について。審議会1回は新型コロナの対応というのもあったのかなというふうに思いますが、どういうことであつたのでしょうか。そして、多様化する消費者問題を専門的な立場で審議する会として十分であつたのでしょうかということをお伺いします。

**○矢田貝分科会長** 的早生活年金課長。

**○的早生活年金課長** 審議会開催回数が1回だったのは新型コロナ対応で開催が困難で

あったのかという御質問でございますが、審議会の開催回数が1回であったのは、新型コロナウイルス感染防止のためではなく、近年は前年度の事業実績報告と当該年度の事業計画について審議いただくことが続いているため、年1回の開催としております。

なお、審議会に諮るべき重要な事項がある場合は、複数回開催できるよう予算措置はしております。

次、すみません、もう一つの質問ですが、多様化する消費者問題を専門的な立場で審議する会として十分であったのかという御質問でございますが、昨年の審議会におきましても、審議委員の皆様からそれぞれの立場で米子市の消費者行政について様々な御意見をいただいたところでございます。今後も新型コロナウイルスの感染拡大を予防する対策を講じながら、消費者に対する啓発や教育、相談活動などを柱に、事業を継続して取り組んでいくことを審議委員の皆様から承認いただきました。内容的にも大変充実した審議会であったと認識はしております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 実は、その1回の審議会は傍聴しました。前年度の報告、そして今年度の計画ということで話が出てましたが、本当に1回ですし、深い話というか、そういうことにはならないなというふうに感じたわけです。消費問題は市民生活に本当に大きな問題だと思います。審議会の内容などが、取組の成果が分かるように、広報されるとか、市民生活に役立てて、具体的にこういうことがあったということで、役立てていただきますように申し上げて、これは要望です。

**○矢田貝分科会長** 次に行きます。

説明書ページ番号35ページ、お開きください。事業番号69、国民健康保険事業特別会計繰出金（基盤安定）について。

戸田委員。

**○戸田委員** 今の国民健康保険事業特別会計についてでございますけれども、これは基盤安定と財政支援安定ということで、従来は、今、法定外の繰出金と国民健康保険の負担の増ということで、特別会計の国保会計を創生をしたという経緯があるんですけれども、そこで、基盤安定のと財政支援安定化というような支援については、これは法定に定められたという考え方でずっと推移しておりますけど、まずもってその辺のところを改めて伺っておきたいと思えます。

**○矢田貝分科会長** 森保険課長。

**○森保険課長** 委員おっしゃるとおり、平成30年度から県が財政運営の責任主体となりまして、国保運営の中心的な役割を担っております。それで、繰出金でございますけれども、基盤安定につきましても、それから財政安定化のほうにつきましても、どちらも法定で決められておりまして、それに準じて行っております。そして、平成30年度に、県と責任主体と一緒に運営しております。そこからは一般会計からの赤字補填、いわゆる法定外の繰入れ等は行っておりません。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** そこで、今説明があったように、その議論があった中は、法定外の繰入金をやめようと、繰出金ですね、その辺のところ是正をしようということの一つの考え方。もう一つは、今の国民健康保険の負担金の軽減化を図ると。それで、説明があったのは、当

局から、要は県内一元化をしていけば、その辺のところはクリアできるだろうというような説明でした。今おっしゃったように、それぞれの法定に定められた額しか入れてませんよ、法定外の赤字補填は一切やっておりませんよということなんですが、ただそこで視点を変えますとね、滞納の内容と滞繰り、その内容についてがほとんど説明がなされていないですね。事務報告を見ますと、滞繰りの繰越額が約4億円、不納欠損が約4,000万生じておるんです。その辺の取扱いというのはどのように考えておられますか、その辺のところを伺っておきたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 森保険課長。

**○森保険課長** 滞納繰越額について、それから不納欠損についての額の考え方でございますけれども、これは真にやむを得ない方についてですね、死亡されて、その後は御遺族さん等と連絡がつかないとか、あるいは生活保護受給者になられた方とか、そういう方、真にやむを得ない方についてのみ行っておりまして、やみくもに行っているわけではないです。ですので、令和2年度につきましては、単年度黒字になっております。ですので、県と財政を一元化しまして、負担金等も減り、国民健康保険財政の安定化につながっていると認識しております。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 部長ね、そういう収支バランスで黒字化なった、しかしながら滞繰りが4億ある、不納欠損は4,000万ある、一方、黒字になった。国からの、国のいわゆる定めた基準の繰出金はきちっとしてくると。やはりそういうふうな、私は総合的な分析をきちっとされるべきだと思うんですよ。それで、市民の方々にね、やはりこれから県が一元化になったときにはそういうふうな、これから値上げもないだろうというような御理解をいただいて、ようやく今にスタートを切ったという、私は背景があると自分自身は認識しております。だから、私、そういうふうなね、やはり常任委員会等に滞繰りの状況、不納欠損の状況、黒字化になった、黒字化になった内容については今後どうするのか。積立金していくんだろうし、やはりそういうふうな財政分析っていうのはきちっと年に1回は私は説明すべきだと思いますが、いかがですか。

**○矢田貝分科会長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 委員おっしゃるとおり、今、財政の統括、運営の統括が県のほうに動いてしまって、議員の皆様、見えにくい部分があるのだろうと思います。基本的には県が19市町村全体を見ながら、米子市の財政状況も見ていただきながらいろんな納付金の計算をされて、それに対して我々は保険料をどういう形で納めていくのかっていうことを毎年毎年検討するわけなんですけど、そういった状況も含めましてお知らせするような努力をさせていただかないといけないと思いました。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけども、やはりこういうふうな鳥取県の実務分担等も全部出しておるんです。それぞれ国保会計についての負担金の内容、全部その辺ところは明記されておる。資産割合も撤廃したというような形で、こういうふうな便覧で見える化をされておられるんですけれども、やはり私たちは、国保会計等について議員も詳細に私は知っておく義務があると思うんです。そういうふうな観点からいけば、私は説明が足りないというふうに思っておりますので、指摘はしませんけれども、今後そういうふうな体制を整えられ

て、今の私たちにもきちっと、もうちょっと市民にもそういう分かりやすいような、私は説明をされたほうがいいと思います。これは要望しときます。

**○矢田貝分科会長** 次に参ります。

169ページ、事業番号336番、保健事業支援サービス事業について。  
門協委員。

**○門協委員** 事業番号336、保健事業支援サービス事業についてお尋ねをいたします。この事業の概要の(3)についてでございますが、事務報告のほうでは108ページになります。まず、事業名についてですが、主要な施策の説明書では、この中では重複頻回受診者行動適正化事業と、こういうふうになっておりまして、事業報告の中では受診行動適正化指導事業となっております。もし同じ事業、多分同じ事業だと思えますけれども、やっぱり事業名というのは統一していただきたいなと思っておりますので、これはお願いをしておきます。

そこで、受診行動適正化指導事業については、医療費高額化の要因となっております頻回受診、重複受診、重複服薬等の方を対象に保健指導を実施し、適正な受診行動に導く指導を行う、こういう事業だと理解をしておりますが、この事業の3の今後の課題、方向性の中の(3)で、対象者の承諾を得られずと、こう記載がございますが、これは具体的にはどのような内容で、今後はどのように対処される考えなのかをお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 森保険課長。

**○森保険課長** 対象者の方でございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、重複受診とか頻回受診、それから重複服薬の方などに働きかけを行っているわけですが、それぞれに主治医をお持ちなために、こちらのほうからアプローチをいたしましても、先生にかかるとるから大丈夫ということで、必要ないと断られる方が多くて、それで適正な受診行動に導くことが大変困難な状況になっているのでございますけれども、実際に指導を受けられた方からは顕著な改善が見られるということもありますので、今後は粘り強く働きかけを行っていくこととしております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 門協委員。

**○門協委員** 今伺ったところでは、非常に難しい問題もあるなと思っております。事業報告によりますと、訪問指導、電話相談、文書による通知、高リスクの方にはさらに訪問指導、こういうものを行っておられますが、本当に粘り強い働きかけをしておられるなと思っておりますけれども、やはり、さらにその上、さらなる粘り強い働きかけ、こういうものをしなければならぬと思っておりますので、これは要望をしておきたいと思っております。

それから、もう一点は、同じ(3)に記載してあります、対象者の拡大を検討すると、これはどういうことなのか、お伺いをいたします。

**○矢田貝分科会長** 森保険課長。

**○森保険課長** 先ほども言いましたように、重複受診の方、頻回受診の方、重複服薬の方に加えまして、多剤服薬ですね、1か月の処方の日数が30日以上で、かつ、15種類の薬剤、それ以上を使ってらっしゃる方、それから年齢的にも40歳以上の方へ拡大して、そちらのほうに力を注ぐように強化してまいりたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 門協委員。

**○門協委員** 今以上にということで、対象者に多剤服薬の方を加え、また年齢を50歳以

上から40歳以上の方へと拡大すると、こういうことだったと思いますが、そうなる、やはりまたこれまで以上に粘り強い働きかけが必須になってくると、こういうことだと思いますので、成果につながるように、保険課を挙げて事業に取り組んでいかれるように要望をしておきます。以上です。

**○矢田貝分科会長** では、石橋委員。

**○石橋委員** 質問の内容はほぼ門脇委員と重なっておりまして、それに一通り説明いただきました。それにしても、お薬手帳というのは重複を避けるためにあるはずなのというふうな思いもありまして、そのところをこの間、聞き取りのときにもいろいろお伺いしましたところ、病院が替わったら薬局もその病院ごとに替えられてたり、お薬手帳も何冊も持ってる方があるというふうなことも、ああ、そういう事情なのかというふうに思いました。それで、重複服薬されたら本当に危ないなというふうに思うんですね。出てる薬によってはお互いに悪い働きをするということもあるだろうし、ということで、この取組というのは医療費高額化というのを抑えていくというところから始まったアプローチだったかもしれないんですけど、対象者の健康とか病状への影響が本当に心配だなというふうに思います。主治医の先生のおっしゃることを患者さんが聞かれるというのは当たり前で、ほかの話が入ってきてもなかなか理解できないというのも分かるところです。医師会とか薬剤師会の皆さんと連携しながらの取組ということにならないのでしょうか。健康を守っていくということの意味において、もうちょっと積極的な取り組み方はできないものなのでしょうか。質問にはしてなかったんで、これ要望しておきます。

**○矢田貝分科会長** それでは、次に参ります。

説明書27ページ、事業番号53、ヌカカ対策事業について。

前原委員。

**○前原委員** ヌカカ対策事業について、担当課は非常によく頑張られてるなというのを私自身は評価してるんですけども、このヌカカ発生抑制対策モデル事業についてですけども、効果検証の方法と検証の結果というのを再度確認させてください。

**○矢田貝分科会長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 本事業の効果検証方法と検証結果のお尋ねでございます。この事業は彦名地区をモデル事業としまして、平成31年度から3か年、補助事業によりまして、ヌカカの幼虫の駆除作業を実施し、地域ニーズの把握及び駆除作業の効果検証の実施を行っているものでございます。

まず、検証方法でございますが、彦名地区の自治会の皆様の御協力によりまして、石灰散布等の駆除作業の実施をさせていただいております。これに併せまして、米子高専に調査を委託し、対策前後における幼虫の生息状況調査により、駆除作業の効果を検証をいたしました。また、実際に駆除作業に携われた地元自治会の方にアンケート調査を実施いたしまして、事業のニーズや課題について検証を行い、継続して実施可能な手法の検討をしたものでございます。

この効果検証の結果でございますが、駆除作業としましては、石灰散布だけでも一定の効果が得られること、また単年度に比べまして、複数年継続して駆除作業を実施したほうが効果が高い、この2点の検証があります。また、実施された自治会の皆様のアンケートでは、ヌカカの生育場所が減り、生活環境が改善していると感じられている方が多くあり



まして、事業に対する地域のニーズが高いという結果が得られております。以上です。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 分かりました。複数年数やっていくと、やっぱり個体数が減ってくるのかなってというのがよく分かりました。

次に、今後の事業方針として広げていくって本会議でもあったのかな、話が以前あったと思うんですけども、その内容についてお伺いたします。

○矢田貝分科会長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 今後の事業の方針でございますが、本会議でも御説明しておりますように、来年度からはモデル事業の検証結果を踏まえまして、補助事業の対象地区を弓浜地区全体に拡大をする予定でございます。このヌカカ発生抑制対策事業は、地域の住民の皆様の御協力の下に実施可能な事業でありまして、地域での御理解があってこそその事業と認識をしております。今後、9月24日の民生教育委員会で、3年間のモデル事業検証結果、そして今後の事業方針を御報告する予定としております。その後、本制度を十分に活用していただけるように、10月以降に地元説明会等を通じまして、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 分かりました。少しお伺いしたいんですけども、このヌカカ対策事業に関して、ある程度やっていかないと、ほかの地域でも10月以降、説明会をして、来年度以降されると思うんですけども、ある程度年数やっていかないと、彦名のモデル地域みたいな形で個体数は減っていかないんだろうなと思うんですけども、その期間に関してめどがあるのかどうか、教えてください。

○矢田貝分科会長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 来年度以降の手法、年数でございますけれど、複数年継続の実施が効果があるという検証が得られておりますので、現段階では、まずは5年程度をめどに、まずこの事業を実施をして、継続的に実施可能な手法をこの中で検討を重ねてまいりたいと考えているところです。

○矢田貝分科会長 では、次に、事業番号54、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成事業について。

前原委員。

○前原委員 この飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業ですが、非常にありがたく思ってます。私も動物愛護の団体とよく連絡を取るんですが、これによってかなり不妊去勢手術が進んだというふう聞いています。ただ、これ、県と市合わせて半額なので、その半額の部分はボランティアの方の費用で賄っているということも思っていかなければいけないなと思っております。ちょっと聞くと、予算が凸凹してるような感じがするんですよね、毎年の。聞くと、予算がもう今年ないよって言われてできなかったってこともあったみたいで、その辺についての予算の立て方、まずはこの3年間の予算の実績について教えていただきたいなと思います。

○矢田貝分科会長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 本事業の過去3年間の予算と実績についてまず御説明いたします。委員おっしゃいますように、事業ニーズ、大変高い状況でございます。

平成30年度は、当初予算40万円に対しまして、途中、申請の御希望が多かったことから、目内での流用で対応しまして、決算としましては62万9,600円でした。令和元年度は、この実績を踏まえまして、当初予算60万円で予算措置を行い、実績としましては58万8,200円。そして、令和2年度でございますが、当初予算70万円、ニーズに合わせて、あと前年度の実績を考慮しまして、予算額を検討を重ねまして、令和2年度は70万円。これに対しまして、実績は51万9,200円でした。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** さっきの話なんですけど、申請実態と予算がマッチしてないんじゃないかっていう声があって、多分これ、ボランティア団体の方が多くやられているんで、その年その年、凸凹があるのかなと思うんですけども、なるべく早いうちに不妊去勢手術することによって、さっきのヌカカじゃありませんけども、地域の野良猫なんかが減っていくと思うんです。TNRっていうやつなんですけども。なので、この予算の立て方をもう少し工夫されたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 予算措置の考え方についてでございます。まずは、原則としましては、前年度の実績を考慮して予算の措置は行っております。そして、この事業でございますが、ボランティアの方が実施をいただいているものが大変多くございますが、事業の性格上、交付申請を猫を捕まえる前に見込みで行う方が多いこと、そして申請した猫のその後、捕獲ができないことなどによりまして、年度途中で負担行為額が予算額に達した場合でありましても、決算時には申請取消し等によりまして、予算残が生じていることが多い状況でございます。今年度は申請手続の簡素化等を実施いたしまして、本事業のニーズが高いことを踏まえて対応を検討してまいっておりますが、今後も事業手法についての検討は重ねてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** 分かりました。

最後に、この事業のPRに関してなんですけど、とてもいい事業で、全県でやってるわけですし、この事業に関して当初はPRがあったような気がするんですけど、その後、PRが足りないんじゃないかなと思っております。特に、ボランティア団体の方は一生懸命されてるんですけど、この間、ちょっとお話を聞いたときに、個人でも野良猫を捕まえて不妊去勢手術を全額自費でやってる方もいらっしゃるって、そういう方には特に使っていただきたいなと思ってるんですけども、もう少しPRが必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 事業の周知、啓発についての御質問でございます。本年度は8月に、この事業につきまして、飼い主のいない猫の地域の現状を調査するために、自治会長の皆様を対象にアンケート調査を実施をいたしまして、このアンケート調査を通じまして、アンケートの中において同制度のお知らせをしております。現在も広報よなごや市のホームページで事業の周知は行っておりますが、現在、制度の周知のためのチラシも作成をしております。今後はこのチラシ等によりまして、さらなる制度の周知に努めてまいりたいと思います。また、併せまして、引き続き鳥取県とともに、猫の適正な

飼養の在り方についての啓発も努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

**○矢田貝分科会長** それでは、説明書74ページ、事業番号148、分別収集事業について。

石橋委員。

**○石橋委員** ごみの総量は減っているんだそうですけれども、分別収集事業費は増えております。それはなぜなのか、この事業はどのような内容で、どんなふうに使われているのか、お答えください。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 分別収集事業費の増加理由についてのお尋ねでございますが、この分別収集事業費の主なもの、分別収集運搬業務委託料でございます。令和元年度は6億41万9,674円でしたが、令和2年度が6億2,224万9,077円でございます。元年度に比しまして2,182万9,403円の増額となったものでございます。この理由といたしましては、人件費が増加したことによるものでございます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 聞き取りのときに伺ったのは、プラスチックの処理の問題ではなかったかと思うんですが、それは違っとったかしら。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** その際には人件費の増加ということをお伝えしたと思います。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** ちょっとほかのと混同したかもしれません。取りあえずそこまでにいたします。

**○矢田貝分科会長** それでは、土光委員。

**○土光委員** 発言要旨の中で、1つ目は、分別の在り方は適正と考えているかというふうな形で出しているのですが、多分担当課としては適正と考えてるからやってると思うので、ちょっと聞き方変えますね。今のその分別でこの年やって、その分別の在り方で課題とか、実際やってみて課題等があるというふうにお考えだったら、その辺のところを説明いただきたい。特にプラスチックごみの分別の仕方、扱い方に関して。

それから、ちょっとこれは事前には言っていなかったんですけど、プラスチックごみの一つとして、いわゆる紙おむつ、今は全量収集して全量焼却してると思います。紙おむつは、これは確認ですが、一般家庭から出るもの、それからいわゆる福祉施設から出るもの、これは全量、産業廃棄物ではなくて一般廃棄物だと思います。だからクリーンセンターで全量処理してると思います。この処理、今の時点で、この年いろいろやってみて、この紙おむつ、焼却というふうにやってるのですが、何らか、例えば他市町村では燃料に転換するみたいな事業やってるところもありますけど、その辺の課題とかが、今何か考えているところがあれば説明をお願いします。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 今の分別の在り方の、まず1つ目、課題はというところでございますが、今、古紙類とか再利用瓶の排出が減少しておりまして、今後こちらの分別区分については、そういったところに応じた収集方法等を検討する必要があるというふうに、

一つ課題は感じてるところでございます。

2つ目のプラスチックの収集についてという御質問でございますが、こちらにつきましては、現在、軟質プラスチックのほうは可燃ごみと一緒に処理をしておりますが、今現在、軟質プラスチックについては、マテリアルリサイクルできる施設が近隣にございませんので、こちらのほうは引き続き米子市クリーンセンターのほうで焼却いたしまして、熱回収ということで、発電した電力を再利用することを考えてございます。

最後に、紙おむつの処理についてのお尋ねでございますが、紙おむつにつきましては、先ほど委員さんおっしゃいますように一般廃棄物ということでございまして、事業者さん等もクリーンセンターのほうに持ってこられまして、今、焼却しておる状況でございます。近隣でこれを再資源化されてるというようなこともございまして、今、国のほうもいろいろ再資源化できるような方策ということで、いろんなモデルケース等を出しておられますので、ちょっと今そういったものを研究してるところでございます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 2点目の分別は適正に行われているかというの、これは市民の側が分別に応じてきちんとやっているか、トラブルないかということのことなんです。これは本会議の一般質問でこのやり取りがありましたので、ちょっとここでは省略します。

それから、3番目の、収集の委託先がどこかということをお聞きします。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 現在、収集を委託している事業者は全部で7事業者でございます。1つ目が笠井環境衛生社様、次に、原田環境衛生社様、3つ目が鳥取県西部再生資源事業協同組合様、4つ目が協同組合米子市環境事業公社様、5つ目が淀江清掃社様、6つ目が相馬商店様、最後、7つ目でございますが、3社から成る共同企業体でございまして、山陰クリエート、K・Cサービス、米子環境サービス様でございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** これ、ちょっと後で文書でもらえますか。完全に聞き取れなかったの。

この7社で委託、これは地域別に分かれてそれぞれやっている、そういう地域別でそれぞれ分担する形で委託しているというふうに思えばいいですか。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** それぞれの品目がございまして、それを地域別で収集を行っていただいております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** じゃあ、次に行っているですか……。

**○矢田貝分科会長** 次の事業ですか。

**○土光委員** はい、次の事業。

**○矢田貝分科会長** では、150……。

(「まだ」と土光委員)

(「これ、終わらんと」と声あり)

(「以上ですか」と声あり)

**○土光委員** あっ、これ以上なので、これで事業の74ページ、148番に関しては以上です。

**○矢田貝分科会長** それでは、説明書75ページ、事業番号150、クリーンセンター長寿命化事業について。

土光委員。

**○土光委員** 今、クリーンセンター、過去の経緯いろいろあって、令和13年かな、2031年まで稼働という前提。ちょっともし年度違ったら答弁で訂正してください。という前提でやられていて、それに対してメンテもそういう前提でやられていると思います。これは純粋に技術的な視点からということでお聞きしたいと思います。今の長寿命化事業でいろいろ機械を更新されて、これは今設定してる期限よりも例えば何らかの理由で長く使うという事態があったとしても、機械そのものはそれなりに技術的には対応できるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 今現在のクリーンセンターの機器の延長等についてというお尋ねでございますが、今、先ほど委員さんもおっしゃられますように、令和13年度末までの稼働を計画しておりますので、今、そこに合わせて各機器のほうを動かすような状況でございます。

先ほど御質問の中で、例えばこれを延長するようなことがあった場合ということでございますが、現時点では、令和13年度までの稼働、機器につきましては、想定して予防保全等をやっておられますので、もしそういう事態が生じた場合には、仮にでございますが、そういったときは、その時点で現在委託しておりますJFEエンジニアリング様と協議等をする必要があるというふうに考えてございます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

2点目に行きます。この決算書で、焼却灰の再資源化処理ということで、2億5,000万円か、載っています。これ、焼却灰の処理ということで、もうちょっと詳細が知りたいです。焼却灰自身もいわゆる主灰とか飛灰とか、飛灰にも何種類か。それぞれどのくらいの量で、その再資源化にどのくらいの費用がかかっているのかというところを説明をお願いします。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 焼却灰の種類等についてのお尋ねでございますが、現在、焼却灰には大きく3つの種類がございます。主灰、飛灰、ダストとございまして、処理量につきましては、主灰が約4,140トン、飛灰が約980トン、ダストが約410トンでございます。処理方法は、主灰及び飛灰はセメント原料化いたしまして再資源化しておりまして、ダストにつきましては最終処分場で埋立て処理を行っております。処分経費につきましては、主灰が処理費と運搬費を合わせまして約1億6,600万円、飛灰が処理費と運搬費を合わせまして8,400万円、ダストにつきましては、処理費は西部広域の負担金でございまして、ここには計上されておりませんが、案分した算定額といたしましては約5,000万円でございます。運搬費につきましては550万円でございます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** これって焼却灰で大きく分けて、主灰、飛灰、ダスト。それぞれ量と費用、今説明していただきましたが、トン当たり幾らかというのはすぐ出ますか。ちょっと私も

すぐは。割り算すればいいんだけど。

○**矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** すみません、申し訳ございませんが、ちょっと今、計算機を持ち合わせておりませんので、トン当たりはすぐには出ません。

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 焼却灰でリサイクルしてるものもあれば埋立処分をしてる、これ、考え方なのですが、例えば、できるだけリサイクルできるものは少々費用が高くなってもリサイクルをするという考え方なのか、今も全量ではなくてダストの部分は埋立処分をしてるけど、これはリサイクルができないから埋立てをしてる、そういう考え方なのか、やはり再資源化するか埋立てするかというのをある程度、経費、トン当たり幾らかということも考慮してそれぞれ決めているのか、考え方をお聞かせください。

○**矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 主灰と飛灰、リサイクルできるものについてはリサイクルするという方針でやっております。あと、ダストにつきましては、こちらのほうはリサイクルできないということで最終処分場のほうで埋立てをしております。以上です。

○**矢田貝分科会長** 次に、説明書76ページ、事業番号151番、小型家電リサイクル推進事業について。

石橋委員。

○**石橋委員** 当初予算の倍の決算額になってますけれど、これはなぜでしょうか。決算額が増えている理由をお伺いしてます。

○**矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 小型家電の事業費、決算額が増えている理由についてのお尋ねでございますが、主な理由といたしましては、小型家電を引き渡す際の業務委託料が発生したことによるものでございます。内容といたしましては、令和2年度より外国において使用済みプラスチック等の輸入禁止措置が実施されたことによりまして、廃プラスチックのリサイクル処理を事業者は国内で行う必要が生じました。それに伴いまして、事業者の処理費用が上昇し、令和元年度までは事業者に対して有償で引き取っていただいていたんですが、これができなくなりまして、逆に処理費用を業務委託料として支払うようになりまして、その分が増額になったものでございます。以上です。

○**矢田貝分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** これは、委託した業者さんはどんなふうに処理をされているのでしょうか。

○**矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 小型家電のリサイクルを委託した業者さんのほうは、国のほうの認定事業者さんでございまして、これを引き取られまして、プラスチックの部分と、あとその他の小型家電でございまして、金属等で有償化できるものはそちらのほうで処理され、プラスチックは先ほど言いましたように、国内の事業者さんのほうでリサイクル処理をされると承知しております。

○**矢田貝分科会長** 石橋委員。

○**石橋委員** リサイクルされてるということですか。プラスチックの処理っていうのは新しい法律もできまして、リユースとリデュース、リサイクルっていうリサイクルを促進す

るという方向に切り替えるということなんですけれど、再利用できないものは作らないのが一番なんですけれども、国がやっぱりそこんところは大きく転換をしていくという必要があるんだと思いますが、米子市もプラスチックの処理は、今、熱回収でと先ほどの事業のところでありましたが、熱回収でやっていますということになってますけど、燃やすとか埋めるではなくて、再利用の方向に切り替えていく、積極的に転換をしていくことを求めておきます。これ、要望です。

○矢田貝分科会長 次に、土光委員。

○土光委員 資料で決算額が出ているのですが、多分この額というのはこういった小型電子機器、これを回収するのに要する費用と、それからこれを業者さんに引き渡す、これお金を払って引き取っていただいているということだと思います。その内訳、回収するための経費、それから引き取ってもらうための経費がどうかと、内訳を教えてください。

○矢田貝分科会長 清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 引き渡す際の料金の内訳ということでございますが、先ほど申し上げました、令和元年度までは1キログラム当たり3.3円で有償で引き取っていただいております。令和2年度からは逆に処理費用をこちらのほうが支払いすることになりまして、こちらは1キロ当たり22円の代金を支払ってございます。以上です。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、ちょっと今の答弁のことで確認をします。令和元年までは3.3円で、これ、もらってたということですか、キログラム当たり。このときまでは。

○矢田貝分科会長 清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 収入としてでございます。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 これも確認ですが、小型電子機器、いろんな種類があると思うのですが、要は料金の設定はとにかくキログラム当たり、種類にかかわらずキログラム当たりで今まではもらってた、令和2年から支払う、重さだけで料金の基準は決まっているということでしょうか。

○矢田貝分科会長 清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 御質問のとおりでございます、重さでやっております。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 最初に聞いたのは、例えば令和2年度、決算額約100万円、回収するために要した費用、それから引き取ったもらうために要した費用、これが内訳は大体どのくらいですか。

○矢田貝分科会長 清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 内訳につきましては、小型家電の収集運搬の業務が発生いたしますので、その業務委託料が約50万円でございます、そのほかにつきましては、先ほど申し上げました処理料としてお支払いした金額でございます。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、令和2年度で額が増えた理由は、先ほど石橋委員がお聞きしましたので、これで分かりました。以上です。

**○矢田貝分科会長** それでは、次に、事務報告書のほうでございます。

132 ページ、資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度について。

伊藤委員。

**○伊藤委員** まず初めに、この事業の最近3年間の実施団体数、奨励金交付額を伺いたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** この事業の最近3年間の実施団体数、奨励金交付額についてのお尋ねでございますが、それぞれ平成30年度につきましては、実施団体数が67団体、奨励金の交付額は165万9,636円でございます。令和元年度は少し減りまして、実施団体数が62団体、奨励金交付額が141万4,051円でございます。令和2年度は実施団体数が43団体、奨励金交付額が65万9,510円となっております、いずれも減少傾向にあるところでございます。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** コロナ禍で減少したのかなとも思うんですけども、これは民間業者に資源物を回収していただいて、その金額を頂いた上に市の補助額が少しまた別で来るというようなものです。事業もとても煩雑ではないかなと思っております。この本制度の在り方について、費用対効果も含めて、今後どのようにする考えなのか、お伺いしたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 先ほど申し上げましたように、近年、実施団体や奨励金の交付額が減少傾向にありまして、今現在、資源ごみの収集ルートも確立されている状況を踏まえますと、この事業においてリサイクルに対する市民の意識を醸成するという当初の事業の目的もおおむね達成されたものと考えておりまして、今後はこの制度の在り方を検討すべき時期であるというふうには認識してございます。あわせて、今後につきましては、この業務に係る作業時間等とかもございまして、循環型社会に資するため、そのほかの事業の拡充等も視野に入れまして、今年度、今年3月に策定いたしました第4次一般廃棄物処理基本計画を踏まえた上で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 今後は改善するというお答えでしたので、それはそれとして、いいと思います。しかし、私はこの事業は、先ほども答弁にありました、民間の資源ごみの収集ルートというのが充実してきた折に、やっぱりもうちょっと考えていくべきではなかったのかなと思います。とても事業の改善というところでは考え方が遅かったのかなと思います。事業改善や事務の効率化、また選択と集中ということが毎年毎年言われておりますが、PDCAを考えると、もっともっと早い時期にできなかったのかと思います。そこら辺のところ答弁できますか。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 今、委員さんのほう御指摘のところというのはもっともだというふうに認識してるところもございまして、それでこの前の第4次一般廃棄物処理基本計画においても、その計画に沿ってできるようにということで計画を策定しておりますので、今後はそれに沿って、できるところは進めていきたいというふうに考えてございます。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。



**○伊藤委員** 最後にしたいと思いますけど、副市長にお伺いしていいでしょうか。担当課で事業の取捨選択をしようとしたときに、なかなか担当課だけでは難しい場面もあるんじゃないかなと思うんですね。いつも予算決算のところでは選択と集中というふうな予算立てのところに出てくるんですけども、市の事業のたくさんの事業の中には、もうこれは民間に任せたい方がいいんじゃないかとか、民間がやったほうがもっとサービスが効率化されるんじゃないかとか、そういうようなものもあるんじゃないかなと思うんですね。そのところはこういうふうに指示をしておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 全庁的な業務の見直しといたしまししょうか、の御質問だというふうに受け止めさせていただきます。これ毎年、予算編成の時期が一番節目になりますけど、これに限らず見直しをやってるわけですけど、委員から御指摘いただいた部分も含めて見直しをもっとすべき、課題といたしまししょうか、部分は残ってるんだらうなというふうに思います。その辺の部分の見直しなり改善の取組が、もちろん毎年毎年それなりにはやってるわけですけども、十分でなかった面があるというのは、私も率直にそのように思います。

今、庁内全体で、一つは情報化への対応ということでDXというようなことも言っておりますし、それからそれに先んじて民間との共同事業、これは一緒にやらいやというような窓口も設けさせていただいて、看板も掲げております。逆に民間企業の視点で、自分たちに任せてもらったらこんなことができますよというような御提案をどんどん受けて、それを市政の効率化に生かしていくと。あるいは、そのことによって経済の循環をよくしていくといった取組もしております。そういった取組はしているわけでありましたが、個別の事業を見れば確かに、もう少し早くできたんじゃないかという御指摘いただくのもあると思っております。

こういったようなことも含めて、さらにこの取組を加速する必要があるだらうなということで、実はそういったものを個々の職員や職場から提案できる制度というのが従来もあったんですけど、これが必ずしも十分に機能していなかったものですから、これを機能させようということで、今、実はそういった制度の作り直し、つまり、職員一人一人がそういった気づきを生かす、そしてその気づきを提案できるような仕組みを機能させようということで、職員提案制度というふうに言ってるんですけど、今その制度の見直しをしております。これに限らず、世の中どんどん動いてますので、新しい行政体制、あるいは、より効率的な行政体制に向かった取組を加速させるべく、これは職員一人一人のやっばり意識と行動が必要になってまいりますので、それを促す取組をやっていきたいというふうに考えております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。私もそのように思いますが、やっぱり職員からってというのはなかなか難しい場面もあるんじゃないかなというふうに思いますので、PDCAサイクルをきちっと回しながら管理をしていく、検証していくっていうようなところもうちよっとなら補完されたらなと思います。事務報告にも一応数字は書いてありますけれども、そうだからどう分析したとか、そうだからじゃあどういうふうに改善したほうがいいとか、そういうようなこともやっぱり1行ぐらいあったほうがいいんじゃないかなと思います。時代のニーズや状況に捉えて効果的な方法に転換していただきますようお願いし

たいと思いますし、指摘したいと思います。以上です。

**○矢田貝分科会長** 指摘ですね。

土光委員。

**○土光委員** すみません、事業番号151で、ちょっと追加でお聞きしたいことがあるのですが、いいですか。

**○矢田貝分科会長** どうぞ。

**○土光委員** 小型家電のやつね、ほぼ一般財源が全額みたいに見えるんですけど、これ事実上、この事業の財源、米子市が全額持ち出しですか。それとも、何らかの形で国とか交付金措置的なことがあって、何らかの形であるのですか。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 全額一般財源でございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと思ったのですが、例えば令和1年までは曲がりなりにも回収して収入があったわけですよ。それがプラスチックの移出とかそういう状況で、令和2年からは回収で米子市自身がお金を出さないといけないような状況になった。この小型家電リサイクル推進事業、多分、国の何らかのおっきな方針に沿った形の事業ではないかと思うのですが、まずちょっとそこはどうですか。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** こちらの事業は国のほうの方針で、それぞれの自治体において実施している事業でございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** というのもあって、こういったことをやるということは意味があると私思いますが、国のおっきな方針に沿って各自治体も、これ多分、自治事務としてやってるんですよ、性質としては。ちょっと確認で。

**○矢田貝分科会長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** はい、そのとおりでございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** こういう国のおっきな方針、国というか世の中のおっきな方針で、できるだけいろんなものにリサイクルしていこう、その方向は私はそれでいいと思います。ただ、これまで曲がりなりにも集めて有償で収入があった、回収費が自治体が負担する、そこはいいかなと思うけど、状況変わって、米子市自身がお金を出さないで回収してもらえないという状況になったということで、やっぱりこれはある程度、自治体としてというか、米子市として国に対して何らかの措置というのは、私は求めてもいいのではないかと思います。副市長、どう思いますか。

**○矢田貝分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 委員さんの発想はよく分かりますが、ただ、それは発想としてであって、多分難しいと思います。先ほどおっしゃったとおり自治事務でありまして、自治事務に係る経費というのは、包括的な財政措置としては地方交付税で措置されているということになります。そういったものにこういったごみの問題の実情を反映するようにといったことは要望できるのかなというふうに思って、今、お話を聞いたりしました。ただ、個別のもの

について、例えば補助金出してくださいとか、というのはなかなかそれは難しいのかなというふうには思います。これ議場でも議論がありますが、プラスチックを巡る状況が大きく変化しております。先ほども御説明したとおり、プラスチックを海外で処理していたと、これも是非があるところなんですけども、それがやはり大きな環境問題等にもつながっていたということで、国際的にこれを禁止するという動きの中で、プラスチックの処理単価が大きく上がっているということ、これは先ほど御答弁申し上げたとおりであります。

一方、プラスチックのリサイクルということで大きな方針転換も国のほうで出されてるわけですが、その処理費用を一体誰が負担するのかという問題。なぜかといいますと、これ、リサイクルというのが簡単にできればいいんですけど、今の実情の中では簡単な話ではありません。理想はマテリアルリサイクル、いわゆる科学的にプラスチックをプラスチックとして再利用するということが理想なわけですが、現状の状況ではこれにかなりのコストと環境負荷がかかると。マテリアルリサイクルは、コストだけでなく環境負荷も実はかかるんです。それを本当にどういう形で社会的に合理的にやっていくのかという道筋、そしてそのコストなりなんなりを誰が負担していくのかということが、いまだはっきりしていません。それを全てじゃあ住民負担で、地方公共団体の負担でやるのか、そういった御指摘にもつながる話だというふうに思います。

この辺のことを、やはりきちんと総合的な戦略として国のほうで整理していただくことが必要だろうというふうに我々思っているんですけど、残念ながら、法整備はされましたけど、今のところそれがまだはっきり見えてこないというのが今の実情だと思っています。そういったようなことをきちんと根底に据えながら、言うべきことは国に対して言っていきたい、今私が申し上げたようなことも含めてですね、そのように思っております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 発想だけは理解していただいたということで、それでいいと思います。やっぱりこれ個別に、このことをこうだから何らかの補助金とか、そういったのは難しいかなというのは、多分そのとおり。今、副市長が言われましたように、これってリサイクルの問題で、この問題だけではなくて、全体的にどう考えるかという視点からいろいろ議論が必要かな。そのときに言うべきことは国にちゃんと行っていくということで、よろしくお願ひしたいということで、要望です。終わります。

**○矢田貝分科会長** 以上で市民生活部所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 15 分 休憩**

**午前 11 時 17 分 再開**

**○矢田貝分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

次に、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、福祉保健部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表2ページを御覧ください。説明書37ページ、事業番号73、地域支援活性化事業について。

伊藤委員。

**○伊藤委員** この地区版の地域福祉活動計画策定についてなんですけれども、その進捗状

況及び策定方法について伺いたいと思います。

○矢田貝分科会長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 地区版の計画の策定の進捗状況についてでございますけれども、これまで全29地区ございますうちの10か所で策定をしております。さらに、このうち2か所につきましては、計画の更新に取り組まれているところでございます。この計画は、地区社会福祉協議会を中心とした地域住民が主体的に作成されているものでございます。本事業におきましては、米子市社会福祉協議会に配置したコーディネーターが、住民アンケート調査の実施やデータ収集、あるいは会議の開催など、計画策定に向けた支援を行っておりまして、未策定の地区に対しても計画の意義を丁寧に説明して、計画策定に向けた働きかけを行っているところでございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 計画策定した地区が29地区中、10地区ということですが。計画策定した地区は、それを通じて地域の課題を共通認識でき、またそこから何が必要かというふうに、どういうふうなことをしたらいいかというような計画をつくると、とてもすばらしいことだと思いますし、まちづくりの基本となるようなことだと思います。総合計画にも以前からずっと上がっていたと思うんですけども、その進捗はどうなんでしょうか、今現在。昨年と現在、どうなんでしょうか。

○矢田貝分科会長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 かつて総合計画に上がっていたのは、年間2か所をやるというような計画だったと思いますけれども、なかなか上手に進みませんで、先ほど申し上げたように、10か所でとどまっているというようなことでございます。3年ぐらい前から社会福祉協議会のほうにも、福祉政策課をつくった関係で、米子市側もなるべく協力をしてやろうよということで、今、少しずつ進んでおりまして、せんだっては加茂が2年かけてつくられたというのが現況でございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 本当にこれは地域の中でとても必要なことだと思うんですね。私は、本来なら、松江市がやったように、地域の地区版を全体がつくって、それを基にボトムアップで市の地域福祉計画をつくるべきだったというふうに思っています。でも、市の地域福祉計画はもう策定されておりますので、それはそれとして、それなら地区版の進捗をもっともっと早めなければいけないんじゃないかと思うんですね。あまりにも遅いと思いますが、その認識はありますよね。

○矢田貝分科会長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 もちろんおっしゃったように、私としても地区版の計画策定が遅いと、あと19か所ですか、残ってるわけですけども、そうすると2年ごとにやっても30年はかかってしまう、それでは意味がないということも分かっておりまして、したがって、米子市が作り出した新しい地域福祉つながるプランにおいては、米子市と社協が一体となってつくっておりますので、私としては進んでない理由を詳細に分析をした上で、体制に不足があるとなれば、その体制についても整備を考えていきたいというふうには思っております。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 私はね、このままでは、部長は早く進めたいというふうにおっしゃいましたけども、今の現状、またこのままでは地域によって大きな格差が生じてくるのではないかなと思います。副市長はそのところはどうお感じになりますか。

○矢田貝分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 格差という表現が正しいかどうかというのはどうかなと思って聞いてましたけど、いわゆる各地域の課題というのは地域の実情において若干の差はあるんですけど、課題がだんだん大きくなってきているという、その方向性については恐らく同じだろうというふうに思います。そういった中で、地域のほうで御努力いただいて、地域版の福祉活動計画をつくられた地域と、まだそういった段階に至らない地域って、地域における、今、我々が進めている地域共生社会に向けた取組の土台になる部分だというふうに思いますので、その土台になる部分ができたところとできてないところで、これからのいわゆる地域共生社会に向けた取組の進み方が違ってくるとい意味であれば、そうだというふうに思います。したがって、先ほど福祉保健部長のほうからも御答弁申し上げましたが、これは計画という名前にとられるかどうかは別として、地域での話合いとか課題の見える化とか、そしてその課題を当面、地域でどのように対応していくのかといった話合いを早急に始められる環境をつくる必要があると、このように思っております。

これはかねてこの議場でも御答弁申し上げておりますが、地域共生社会、地域や少子高齢化、人口構造が大きく変わっていく、あるいは、引き続き価値観の多様化とか家庭の状況の変化とかという中で、社会のありさまが大きく変わっていくものに社会全体としてどう向かい合っていくのかと。安全安心に暮らすということが当たり前ではなくなってきた、それに、その当たり前でない安全安心をどう取り戻していくのかと、これに向けた取組を米子市も本格化する必要がある。あえて言えば、もう少し早くできた部分もあったんじゃないかなというふうに思いますけど、時計は元には戻りませんので、これから先をいかにしっかりやっていくかということ、その体制づくりを今検討しております。そういった中の大きな課題の一つとして取り組むべき課題だろうと思っております。委員の御質問の趣旨が、これから一生懸命頑張れということだというふうに思いますので、それに応えるべく、そして議会の皆さん方のお力もいただきながら進めていきたいと思っております。以上です。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。私は、今つくられてるところは本当に上手にコーディネーターが導いてくれて、上手にできてると思うんですね。なので、これまでの経験と策定方法を生かして、副市長が考えていらっしゃることもあるかもしれませんが、例えばコーディネーターを、今2名体制ですが、6名だとか、8名体制にするだとか、今、副市長が言われたように、地域の話合いを進めながら、そこに1人ずつコーディネーターを入れていくだとか、手法を変えて、全ての地域にもう早急に地域福祉計画の地区版が完成するように予算化を図っていただきたいと思っております。指摘しておきます。お願いします。以上です。

○矢田貝分科会長 では、説明書39ページ、事業番号77番、住居確保給付・支援事業について。

戸田委員。

**○戸田委員** 住居確保給付・支援事業について伺ってきたいなというふうに思います。この内容を見ますと、対前年度比、予算が約4,000万円が増額になっておりますし、支給の対象者数が対前年度から160件も増加しております。この事業の内容を見ますと、離職、廃業等によって住宅を喪失した、これがコロナの感染症の影響によりというような記述があるんですけども、まず初めに、この事業の内容については国の緊急制度なのか。もう一つが、これだけ160件も増加するという事は、もともとの要件を緩和されたのかどうなのか、その辺の要件緩和の内容について伺っておきたいとします。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 本事業の要件緩和の内容についてですけども、それまで65歳未満の年齢制限というものもありましたけれども、その年齢制限を撤廃ですとか、対象者として、離職、廃業から2年以内の方という部分に加えまして、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方というのを加えたというような対象の緩和、要件の緩和がなされております。以上です。

(「国の制度か」と戸田委員)

これは国のほうの制度に基づいて、国の通知等に基づいて緩和を行っております。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 国の通知はいつ来たんですか。

**○矢田貝分科会長** 長尾福祉課長補佐。

**○長尾福祉課長補佐兼保護第二担当課長補佐** 通知による制度ではなくって、生活困窮者自立支援法上に定められている事業でございます。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** どのように私たちにそれを周知されて事業を回って、その事業の定義づけって、その辺のあなたが今説明された内容は周知されてるんですか。それを委員会とか議会で報告されて、その事業、予算措置をされたんですか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** この事業の緩和につきましては、段階的に行われたということがございまして、例えば先ほどの年齢制限の撤廃につきましては令和2年の4月1日から、それから対象者の拡大は4月20日からということで、この補正につきましては5月の補正ということで、そのときに説明をさせていただいて、増額をさせていただきました。以上です。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** そういうふうに説明されりゃいいんですけど。それでね、私が心配するのは、今の要件緩和をして、2年のそういう経過措置とか説明があったんですが、その対象の方が65歳以外の方も対象になったんですね。その方々の生活動向は確認はされておられますか、そういう手段は講じておられますか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** この動向につきましては、申請の際にその要件に当然該当をしているかどうかという審査は行わせていただいておりますので、そこで判断をしているということでございます。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 申請のときにそういう要件緩和に応じて対象となったと。離職をした、しか

しながら半年後か1年後に就職をした、その要件をクリアできなかった状況になった。しかしながら、市がそういうような指示をしなければ、ずっとそこに居住されていた。市民の方から考えれば、それが適切かどうかというのを私問うておるんです。そういうふうな対応マニュアルとか対応の体制は全く整えられておられないんですか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** この事業は、支給決定をされた方につきましては、毎月、状況報告というのをさせていただき、それに基づいて継続的に支給をするか、あるいは、支給が不要になったということで中止をするという判断を適宜させていただいております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 部長、申請だけして、あとは投げっ放しでそのまま継続できるんですか。ある程度やっぱり、ふだんの状況をきちっと把握をしながら適切に事業を進めていくというのが市の本来のあるべき姿でないんでしょうかね。私は、民間であったらそういうことなかなか通用しないという状況だと思いますよ。いかがでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** 戸田委員の御指摘のとおり、執行するほうとしては、その要件該当性を常に点検をするということは当然のことだと思っております、それが事業ごとに、例えば1年に1回というものもございますし、先ほど課長が申し上げたように、この事業については毎月報告を受けてるんだと。その中で実態に合ってるのかというふうな審査をしてるところでございます。そのやり方については、当然、国のほうからの一定のものを示されておりますので、それをやっていくほか、米子市の例えば生活保護行政の中で培ってきた技量をもちまして、疑わしきものはちゃんと調査する、そのようにはしているというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私、心配しますのはね、そういうふうな継続事業になったときに、本当に要件緩和をクリアしている方がそのまま居住しとられるだないかというような批判の声があるてはならないというふうに私思うんですよ。

もう一点は、これがコロナ禍の緊急対策で国が事業を進めてきとるというふうに理解はするんですけど、いつまでやるのかどうなのか。

もう一つは、ねえ、課長さん。今緩和をしたから、じゃあもともとの正規の状況に戻すということには、相当エネルギーが要りますよ。施策展開の中で、対象者の方が何でコロナが終息したとしても継続ができんだという声も、私は多分に出てくると可能性があると思うんですよ。そういうふうな事業の実施のときに、私、そういう懸念が生じたんですけども、福祉保健部として、どのようにその辺の問題意識を持つとられますか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** まず、この事業のほうの支給の期間というのは、実は当然制限がございます、基本的に3か月単位で延長をしていって9か月。令和2年度につきましては、最長1年という期間が設けられております。当然その期間については、そういった期限がございますし、今後コロナが終息をしたときの判断につきましては、今のところ国の通知のほうでは、いついつまでという終期は設定をされておられませんけども、当然、今後コロナが終息をしていけば、それに合わせて要件緩和の見直しというのは、当然行われるもの

だというふうに考えておりますので、それに合わせて本市も対応をしていきたいというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今のね、部長さん、チェック体制がなかなかできてない中で、要件緩和を復帰させるというのはなかなか相当なエネルギーが私要と思うんです。それは直接入って、住居を求めておられる方々との直接対話が求められてきますので、そういうことになれば、本当は今からそういうふうな修練といいますか、対応されて、私はそういうふうな内容を蓄積していくのが、本来の在り方だと思うんですよね。申請があったから、あとはそのまま、3か月、はい、はい3か月。じゃあ、戸田が入るとるのか大橋が入るとるのかっていうようなことの記述だけで判断するというのも、私はおかしいと思うんですよ。やっぱり出向いて、逆に言えばその市民の方々に、困っとられることがありますかとか、どういうふうなことが市としてできますかとかというようなアフターケアも、私は福祉行政の一番根幹だと思うんですよ。書類だけもらって、あとはそのまま継続ですわいというような福祉行政は、私はやめられたがいい。直接、住民の方が困っとられるからそこに入っとられるわけですから。そういうふうな対応を私は求めておきたいと思います。終わります。

**○矢田貝分科会長** 次に、事業番号78番、生活保護受給者就労支援事業について。伊藤委員。

**○伊藤委員** この就労支援についてなんですけれども、私はここでは一般就労、A型、B型、自立訓練、あとは資格取得も含めてのをお伝えしながら聞きたいと思います。まず、就労支援の対象についてお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 本事業の対象者につきましてですけれども、この事業におきましては、福祉事務所のほうで稼働能力を有すると判断した被保護者の方へ、就労支援プログラムによる就労支援を受ける方という形で対応させてもらっておりまして、基本的には一般就労、あるいは就労のA型への就労を目指すという形で現在行っております。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 支援件数が令和2年度は52件で、その中で自立につながった件数というのはどれぐらいあるんでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 自立につながった件数ですけれども、参加された方52人のうち、生活保護を廃止、自立という形になった方は5名でございます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 1割弱というところで、これが高い数字なのかどうなのかはちょっとよく分からないんですけれども、私は就労支援の対象について、プログラムに行くっていうのが52件っていうことですよ。この52件はあまりにも少ないんじゃないかなと思うんです。なぜこんなに少ないのかなというふうなところ、ちょっと答えられますでしょうか、どうでしょう。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 生活保護を受けられる方の中で、稼働能力があるというところで、この事業以外にも担当のケースワーカーがその就労の支援を個別に行っているということもご



ざいます。ただ、その中でも、特に稼働能力の活用が十分に行えていないですとか、本人さんの意欲等も含めて、より丁寧な、積極的な支援をすることで、稼働、自立につながると思われる方を、一応こちらのほうと、あるいは本人さんとで相談、協議をいたしまして、選定をさせていただいているという部分で、この、今のところは人数ということでございます。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほど、一般かA型かというので、経済的な側面は、もちろん生活保護なので必要だと思うんですけども、私は仕事に就くとか、またB型就労だとか、自立訓練に行くっていう、一歩外に出てほかの人と一緒に触れ合いながら仕事に向かっていくっていうのもとっても重要なことで、それは居場所づくりだとか、生きがいがづくりにもなって、本人の生活にはとても、同じような生活保護の状態でもとても豊かになるんじゃないかと思うんですね。そこをきっかけとして、次の段階でA型、一般就労というふうにつなげていくこともできると思うんですね。なので、一般就労、A型っていうくくりではなくって、日々のケースワーカーさんの働きかけとかも必要なのかもしれないですけど、ぜひ信頼関係をつくっていただいて、機を捉えて、その人にとって何が一番いいのかとか、この人の今ではなくって、5年後、10年後に何がいいんだというようなことを一緒に考えるというような視点で、もっと就労支援ということ、対象も広げてやっていくべきだったんじゃないかなと思います。お答えがあればお願いします。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 生活保護は、経済的な自立を目指すというのももちろん目的の一つではありますが、社会的な自立を目指していくのも、これは両輪として大事なことだというふうに考えております。特に障がいをお持ちの方の生きがいですとか、生活の場とか社会のつながりをつくるだとか、本当にいろんな面では、とても重要なことだというふうに思っております。ただ、これはケースワーカー個々だけでの対応では当然難しいこともございますので、これは障がい者支援課であったり、障がいの相談事業所さんと協力しながら、そういったところに結びつけていくということは、日頃も行っておりますけども、これからも積極的に行っていきたいというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 支援件数が伸びています。年々の支援件数伸びているのは、生活保護の受給者が増えているというのが原因なのか、また支援の内容が充実したためであるのかということ伺いたと思います。就労支援専門員の人が入られたということなので、その内容と成果についても伺います。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 支援件数の伸びの要因についてでございますけれども、まず、生活保護の受給者世帯につきましては、特に令和2年度、増加しているということはありません。若干の減少という形になっております。というところで、要因としましては、これまで、先ほども少し説明をさせていただきましたけども、ケースワーカーでも個々に就労支援は行っておりましたけども、より積極的に働きかけを行って自立につなげていこうということで、ハローワークとも協力をしながら支援を充実させていくということで、数字のほうは伸びているというふうに考えております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 生活保護の受給しておられる方というのは、なかなか働きたいという意思があっても、病気とかあるいは精神障がいとかいろいろな状況があって、働くことにつながってないという人が、つながりにくいという方がやはり多いのであろうというふうに考えます。働くっていうことを強要すべきではないし、それはできないんでしょうけど、働く機会を得る、また継続していくために、働くことを支援をすることってというのは、難しいけども大事な仕事であると思いますので、一人一人の人に寄り添った支援をとということで、これは要望です。

そうですね、生活保護の廃止が5名っていうのは少ないという意見がありましたけど、なかなかそこまでのところまではいけないというか、たどり着けないというのが現状なのかというふうに私は思います。生活保護そのものはちょっとずつ減っているんですかね。このコロナの状況の中で減るというのも、ちょっと私には、えっていう感じなんですけど、その辺はどうなんですか、コロナでは増えていないんですか。すみません。通告してません。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 生活保護の件数の増加という危惧ですけども、これは本当に、こちらのほうとしてもかなり危惧をしておりましたが、特に令和2年度は、コロナに対応する支援策というのがかなり国のほうでも行われました。定額給付金もそうですし、社会福祉協議会の貸付けもそうです。そういった支援策によってというのは、ある程度一定の効果が多分あったんだろうというところで、それまでも若干、大体横ばいか微減だったという流れだったんですけども、令和2年度においても、その流れのまま減少していたんだろうというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** では、続きまして、土光委員。

**○土光委員** 私はこの事業、特に中身ということではなくて、言葉の、用語の使い方ということで一つ質問をします。この事業名も生活保護受給者就労支援事業というふうな、生活保護を受給するというふうな言い方をされているのですが、私はこの生活保護受給ではなくて、この生活保護、この制度を利用する人という意味で、呼び方、用語としても、生活保護利用者、受給者ではなくて利用者というふうに呼ぶべきではないかというふうに思っています。この事業、最終的には、経済的、社会的自立を目指すということで、自立という視点でも、受給というと国からお金をもらって生活している人、それから当人もそういうふうに思ってしまうがちです。ただ、そうではなくて、たまたま何か理由があって、そのとき生活が苦しくなった人がこの制度を自立をするために利用する、そういうふうに行行政も当人も考えたほうが、自立という視点でも私は効果的ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 用語の使い方についてでございます。まず、生活保護法におきましては、保護を受けるという文言で規定をされているものでございまして、保護を受ける者ということの一般的な言葉として、生活保護受給者というのを国のほうも一般的に使っておられますので、今のところは特に変更するということは考えておりません。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** これ、法定受託事務ということで、国の制度にのっとって、国も、今言ったそういうふうな使い方、そういう考え方でということ、それは分かりますが、でも実際、個々やっている自治体が、今私が言ったような問題提起が、それがいいか悪いかはそれは検討が必要がありますけど、そういう考え方をもしよしとするんだったら、ある程度自治体の判断で、例えばこういう事業名とか、それから市民に説明するとき、そういうときに利用者というふうな用語を使うというのは、これは十分可能ではないでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 先ほど、生活保護受給者というのを国のほうも一般的に使っているということでお答えをさせていただきましたが、生活保護法上では、第6条になるんですけども、この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいうという条文があるんですけども、正確に言うと生活保護を受けている方は被保護者というのが、国のほうが使っていますといいますか、法律上の正しい用語ということになるかと思えます。生活保護受給者というのを、特に規定しているということではありませんので、他の自治体さんのほうで、確かに、生活保護利用者ということを使うというのは、使えないということでは当然ないのかとは思えます。ただ、一般的ではない状態だというふうには判断をしておりますので、支援の中において、例えばですけども、こちらのほうが相談を受けた際に、保護の相談をされた際に、保護を利用してみませんかというようなことを、こちらのほうの説明でも使うこともありますので、その場その場で支援のほうとかにつながるような中では、その用語も当然使っていくということは、こちらのほうも認識をして使っているところでございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 例えば米子市は市民に向けて、こういった生活保護という制度がありますよという周知のためのパンフレットみたいなものは作成をしているのですか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** はい、相談の際に説明用にっております保護のしおり、あるいは生活保護を受給された方のときに説明用にっております保護のしおりというのがございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 多分、そういったパンフレットというか文書の中に、やっぱり生活保護受給というふうな用語を使っているのではないかと思います、それはどうですか。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** そのしおりの中では、実際に生活保護の相談をされたり、受けられた方に向けてのものなので、あまり生活保護受給者という形ではつけていないようです。すみません、ちょっと今ぱっと見ただけなので、ちょっと一言一句はっきり見たわけではないんですけども、生活保護について、この制度は利用できるかっていうようなことも、文言の中には使っておりますので、必ずしも生活保護受給者という言葉で使っているっていうことではないということでございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 決算ですから、あまり、もうこれ以上言いませんが、私の一つの問題提起として受け止めていただければと思います。私がちょっとこういうふうにした一つのきっかけは、小田原市で、小田原市ってなめんなよジャンパーで問題になったところです。そこ

で、委員会で視察に行く機会があって、そこでいろいろ話を聞いて、いろんな問題がそこで提起されて、じゃあどうしようかという在り方検討会みたいなんつくって、その中で、やはり、そこには当事者も含めいろいろ議論された。そのときに、やはり自立という視点。この制度はあくまでも、たまたま生活が苦しくなったときに利用して自立をするための制度ということで、やはり名前も利用者というふうにしたほうがいいという、そういったことが経緯があったという。実際、ここの小田原市の市民向けの生活保護の利用するためのパンフレットは、もう生活保護を利用する利用者という形でパンフレットが作成されています。だから、問題提起ということですから、ぜひそういう形になれば、私はいいなというふうに思っているということをお伝えしておきます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、説明書40ページ、事業番号79、生活困窮者自立支援事業について。

前原委員。

**○前原委員** この生活困窮者自立支援事業っていうのは、この説明文に書いてあるとおり、生活保護に至る前の生活困窮者への相談支援という形だと思うんですけども、かなり今、本当に、ここで食い止めている部分があるのかなと正直思っております。ですが、この決算書の中で、決算額は3年間にわたって書いてあるんですが、受付件数と支援計画の作成件数っていうのが2年度しかなくて、どのように推移しているのかなっていうのを知りたいので、この相談受付件数と支援計画作成件数について、お伺いしたいなと思っております。

**○矢田貝分科会長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** この事業の実績、過去3年間についてですけども、まず、平成30年度は相談受付が228件、支援計画数が31件、令和元年度が相談受付217件、支援計画が22件、それから令和2年度が相談受付1,526件、支援計画28件の推移でございます。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** 令和2年度が本当に突出して相談受付件数が多い割に支援計画作成数が少ない。これはどういうことかなと思うんですけども。

**○矢田貝分科会長** 長尾福祉課長補佐。

**○長尾福祉課長補佐兼保護第二担当課長補佐** 支援計画作成件数が少ないということですが、実際は一つ一つのプランについて支援計画を作成してということをやっていくというようなのがこの事業ではあるんですけども、新型コロナの影響で、例えば特例貸付けであったり、実際の支援を急いでやることのほうが重要という部分がありまして、ある程度計画作成をやらなくてもいいよということが、年度の途中にはございました。特例貸付けにおいても、再貸付けをする場合に、この自立相談事業にのることということがありましたので、そこで手挙げをして相談件数としては上がってはいるんですけど、貸付けをスムーズに行う、早く支援を届けるというところで、実際の計画作成には至ってないものがありますので、数字としては、実際につくった件数がこの件数ということで少ない数字になっています。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** 相談件数が7倍ぐらいに跳ね上がってるんですね、数字的に見ると。さっき

言った3年間で見ると。これ人員って増えてるんですか。人員配置が適正なのかなって正直。聞くところによると、かなりあっぷあっぷしてるんじゃないかっていう声を聞くんですが、正直な話を教えていただきたいと思います。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 これにつきましては、このコロナの相談が一気に増えたというところで、補正予算をお願いして1名増という形で、一応、計4名で対応をしております。ただ、その中では、足りない部分については、社協の中でも応援体制を取っていただいたり、必要な場合にに応じて、当然委託先として、こちらのほうも支援をしていくということは計画をしておりました。実際には、そこまでの必要は、市のほうが言ってということとはございませんでした。以上です。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 ちょっと今、答弁よく分かんないんですけど。副市長、これ、適正な人員で行われているっていうふうに感じていますか。

○矢田貝分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 先ほど担当課長のほうからもお答えしたとおりでありまして、確かに件数が伸びるということが予見されたものですから、体制も、それが十分だったかどうかという御質問かもしれませんが、体制も充実して対応したということでもあります。ただ、これ、先ほどの答弁にもありまして、市の社会福祉協議会のほうで実務をやっていたておりまして、中での応援体制、つまり本来の担当職員さんだけでなく応援体制を組んだり、あるいは、福祉保健部のほうでも応援体制も検討したというふうには聞いております。十分だったかどうかということになれば、必ずしも十分でない面もあったらうというふうに思います。コロナという特別な状況でありましたので、それが私の認識であります。以上です。

○矢田貝分科会長 では、続いて、石橋委員。

○石橋委員 この通告書の一覧の中には、支援件数の伸びているのは、働けるが……。

○矢田貝分科会長 石橋委員、マイクに近づいてお願いします。

○石橋委員 ごめんなさい。違うところだった、すみません。

事業番号78と同じ専門員の仕事なのかという質問を書いておりますが、これは聞き取りと、先ほどの説明で分かりましたので結構です。

次年度の予算は、住宅確保給付支援事業を統合したために大幅増額というふうに見えますが、統合の予算としては、両方合わせた予算としては減額になるのはなぜでしょうか。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 今回、2つの事業を統合するというところでございますけれども、この住居確保のほうの事業の予算のほうなんですけども、コロナ対応で、先ほども急激に伸びたものに対応させていただいたということで説明をさせていただきましたけれども、令和3年度につきましては、こちらのほうもある程度減少していただくという予測の下に、見込みのほうを少なめにしておりますので、そのための減額でございます。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 減少していくのかどうかっていうのはちょっと分からないなと思うんですけど、でも結構です。78、79ともに、丁寧な寄り添った支援をされるように要望して

おきます。終わります。

**○矢田貝分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午前 11時58分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

**○矢田貝分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

説明書、ページ43、事業番号86、障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業について。

石橋委員。

**○石橋委員** 世話人の人の数、何人かということと、必要とされるグループホームには充足されているかどうかということ。障害者支援法の報酬が幾らで補助額は幾らですかということをお伺いしたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 塚田福祉保健部次長。

**○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業につきまして、御説明をいたします。世話人が何人かということですが、こちらの補助事業では、夜間世話人を配置した場合に事業所が障がい者サービスの報酬の中で、夜間支援体制加算を算定することができますけれども、こちらの加算だけでは世話人の人件費が賄えないというような御意見がございまして、鳥取県と市で世話人の配置体制に応じて、利用者1人当たりの補助基準額に応じた補助をしてるところでございまして、現在、令和2年度で補助をいたしました、補助対象といたしました支援を行う利用者の人数は21人でございまして、ちょっと世話人の人数に応じた補助対象ではございません。

あと、必要なところに充足をされてるかという御質問でございましたけれども、グループホームは定員が2人から4人の少人数のグループホームもございますほか、あと日中サービス支援型グループホームといたしまして、重度の障がい者の常時の支援体制を整えているグループホームもありまして、そちらはそういった支援体制も報酬に入ってるところでございまして、必ずしも全ての施設に夜間の世話人さんが必要かということではないと考えております。現在のところは、夜間の世話人の方が不足しているというような御相談のところはお受けをしておりませんので、必要なところに配置をされてるというふうには認識をしておりますけれども、事業者さんには、また折に触れて状況などはお伺いしていきたいと思っております。

あと、続きまして、障害者支援法の報酬は幾らで補助額は幾らかということですが、こちらでも世話人の配置体制ですとか、利用者さんの認定の区分によっても、加算、報酬が変わってくると思っておりますけれども、先ほどお話をしました、夜間支援対象者の支援加算、こちらが、例えば5人に1人の夜間世話人を配置されてる場合の加算は、1日当たりが2,690円で、県と市で補助をします障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業の補助基準額は、1日当たりがお一人につき460円です。以上です。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 必ずしも人数に対応する費用ではないということなんですけれども、障害者支援法の報酬で、きちんと支えができるように、国に制度や報酬の改正を求めることが必要だというふうに思います。申請のあったところに補助金を出すということにとどまらず、

グループホームや夜間世話人の実態をつかんでいただきたいと、これは要望しておきます。以上です。

**○矢田貝分科会長** ページ番号45ページ、事業番号89、強度行動障がい者入居等支援事業について。

石橋委員。

**○石橋委員** 障害者支援法の報酬がこれも少ないんでしょうけど、同補助額について、令和2年度は、強度行動障がいの方の入所が1人増えたということの計算なんですか。これ、事業番号86と同じく、1人の職員に対する報酬ではなく、施設に対する報酬なんですか。

**○矢田貝分科会長** 塚田福祉保健部次長。

**○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 利用者の人数が、補助対象が増えたかという御質問でございましたけれども、こちらが補助対象となっております令和2年度の実績は2名でございまして、令和2年度から対象者が1名増えたところでございます。こちらの説明資料の45ページの89番の2の事業の成果というところに、グループホームで1名受入れが増えましたところ、そちらの記載を漏らしておりましたので、申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。ですので、令和2年度からは、障がい者支援施設の入所者が1名、グループホームでの入所者が1名増えたこととなります。

障害者自立支援法に基づく報酬の額でございますが、こちらも、対象者の方お1人当たりに関しまして、報酬や加算が決められておるところでございまして、補助額も障がい者支援施設に新たに入所される場合は、1人当たり月額24万円で、グループホームに入居した場合は月額31万4,000円などでございます。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 職員の人のこの体制なんですけれど、1人そういう方が入られると1人職員が補充されて、その人がずっとついていくということではなくって、施設の中で、増員はされるんだろうとは思いますが、施設の中で何人かで対応しておられるということですかね。

**○矢田貝分科会長** 塚田福祉保健部次長。

**○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 補助要件といたしまして、1対1相当の支援ということにしております、24時間の1対1の支援体制ということにしておりますが、こちらは複数の職員さんで対応していただいております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 最大6年という、3年プラス3年で6年ということだそうなんですけれど、6年を経過した後は、こういう方に対する支援はどういうふうになるんでしょうか。あるいはその施設の支援。

**○矢田貝分科会長** 塚田福祉保健部次長。

**○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** こちらの補助事業が、原則とした基準が3年間ということになっておりますけれども、一定の基準に該当した場合は、さらに3年間を限度として補助金を交付することになっております。しかしながら、現在、本市におきましてでもございますけれども、鳥取県に確認をしましたところ、県内においても、現在は補助支給対象者の方のうち、入所から6年を経過された方という方がいらっしやらないと

ということで、今後の対応につきましては、まだこれからの、現在のところは決まってないということで聞いております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 強度行動障がいという方がどういう方かということで聞いたところが、危険なものでも食べたり飲んだりされるような、本当に目が離せない、1人で置いておけないという方の方です。何人かでチーム組んではおられると思うけど、必ず1人がいなきゃいけないという、そういう方なんだそうですけれども、6年後の対応がどうなのかということも大変気がかりなところなんです。6年たった後の対応策、県と早めに協議をして、対策というのを取ってほしいというふうに思います。86と同じく、障害者支援法の改正を、こども強く求めてほしいと思います。

障がいのある人の問題というのは、目に触れにくいですが、日常的な生活の中で。よく事情を調査をされたいというふうに思います。関係者の方、作業所とか、あるいは障がいを持ってらっしゃる当事者に、時々いろいろ話を伺うことがありますが、そういう方から出てくるのは、もっと話を聞いてほしいって、事情をよく知ってほしいという声です。障がい者の問題は市だけで解決する問題ではないんですけど、以上、要望ということにします。以上です。

**○矢田貝分科会長** では、46ページ、事業番号91、聴覚障がい者生活支援事業について。

石橋委員。

**○石橋委員** 日常活動の場ということで、どのような日常活動の場が提供されているのか、お一人の聴覚障がい者の方が何回か利用されているんでしょうか、継続して。

そして、次年度の予算の桁違いの増加の理由も教えてください。

**○矢田貝分科会長** 塚田福祉保健部次長。

**○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 聴覚障がい者生活支援事業につきまして、日中活動の場、内容についてでございますけれども、こちらの事業は、西部の9市町村で共同で委託をして実施をしているところでございます。孤立しがちな高齢の聴覚障がい者の方などが、地域社会との関わりを通じて生きがいづくりですとか、仲間づくりを行うために行っておりまして、例えば介護予防の体操教室ですとか、健康に関する講話、また世代間、小・中学生などの交流会など、幅広い内容の活動の場を提供していただいているところでございます。1人の方がどのくらい利用されたかということでございますけれども、こちらは主に毎週月曜日、年間36回開催しておりましたので、米子市の利用者ですと318名いらっしゃいました。利用人数は、開催日によってばらつきはございましたけれども、1回当たりが10人前後御参加をいただいておりますので、こちらの事業なんですけれども、日中活動に、まず御登録をいただいておりますので、その方が21名いらっしゃいますので、1人当たりを平均してみますと、およそ15回ぐらい御利用いただいているところでございます。

次に、次年度予算の予算額が増えているというところのことでございますけれども、こちらは令和2年度では、別の事業として組んでおりました事業を、聴覚障がい者の生活支援に関する事業を、令和3年度からこちらの事業にまとめました。そういったような記載がございませんでしたので、申し訳ございませんでした。例えば障がい者の相談員の配置



事業、こちらは障がい者支援課のほうに手話通訳者を配置しております。また、手話通訳派遣等の委託事業、こちらでも西部の市町村で共同で実施しておりますけれども、そういった事業ですとか、手話言語条例の関連事業、下の92番になりますけれども、そちらの事業など、聴覚障がい者の生活の支援に関する事業をまとめましたために、次年度予算額がかなり、10倍のような数字になってしまったところでございます。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** これが開かれている場所は、さっきステーションとおっしゃったんだと思うんですけど、米子にあるところで米子の人の利用が多いのだというふうに思うんですが、これについてはどんなふうに広報していらっしゃる、対象の人に知らせていらっしゃるのでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 塚田福祉保健部次長。

**○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 活動の周知方法につきましてですけれども、こちらは会員さんを通じた口コミといいますか御紹介をしていただいて、新たな会員さんの御紹介をして御参加いただいているような状況でございます。今後は市報などを活用いたしまして、周知を図っていきたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 聴覚に障がいがあると認知症を発症しやすいということも聞きます。このような場が住まいの近いところにたくさん開かれるっていうことになると、効果が大きいのだというふうに思います。広報を通し参加者や取り組まれる事業所が増えればよいと思います。意見です。終わります。

**○矢田貝分科会長** 次に、40ページ、事業番号80、地域福祉活動事業について。  
石橋委員。

**○石橋委員** 民生委員・児童委員の定数と充足度。定数、事業報告にもありましたけども、そして委員報酬は幾らになっているのかということをお伺いします。支援の内容は大変複雑化したり多様化して、件数も増えてるのではないかとこのように思っているんですけど、委員の定数はそれに足りるものであるのか。内容に見合う委員の報酬というのかどうか分かりませんが、どうなっているのかどうかお答えください。

**○矢田貝分科会長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** そうしますと、委員の定数と充足度、それと報酬が見合ってるかどうかという御質問でございます。

まず、委員の定数でございますけれども、民生・児童委員の定数につきましては、民生委員法第4条第1項の中で、国が定める配置基準を参酌して都道府県が条例で定めることというふうになっております。本市におきましては、鳥取県民生委員定数条例で338人というふうに定めてあるところでございます。現時点、8人の方が欠員ということになっておまして、その部分につきましては、地区の会長さんでありますとか、隣接する区域の担当の方が対応していただいているというところでございます。

それと報酬でございますけれども、この報酬というのが、民生委員さん、そもそもが民生委員法第10条で、民生委員には給与を支給しないものとするということで定めておるところでございます。これにつきましては、報酬ではなくて委託料をお支払いをしているというところでございます。これ、独り暮らし高齢者、あるいは高齢者世帯等の実態把

握や、地域包括支援センター等の連携による現状把握などについて、米子市民生児童委員協議会のほうに委託をさせていただいているものでございます。委託料は、これらの活動に係る必要経費としてお支払いをしているものでございます。以上でございます。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 そうですね、なぜ8人欠員があるということなんですけど、ちょっと通告してないんですけど、この根拠、338名であるというのは、どういう根拠でこの数字が出てくるのでしょうか。

○矢田貝分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 国のほうが定めております配置基準でございますけれども、民生委員・児童委員、人口10万人以上の市につきましては、170世帯から360世帯ごとに1人というのが一つの基準となっております。これを単純に米子市、全体の世帯数で考えていきますと、令和3年8月末現在で今6万8,146世帯でございます。これを今の338人で割りますと、大体200世帯につき1人という配置になっているところでございます。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 そうしますと、なかなか地域的に人口密度の高いところやまばらなところやいろいろあると思うんですけど、そういう辺のところの偏りがないのかなっていうのもちょっと気になる場所なんですけど、本当になかなかその8人というのは、補充が難しいんですかね。

○矢田貝分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 欠員のところにつきましては、地区のほうに推薦依頼をさせていただいているところでございます。現在、実は委嘱手続中の方もいらっしゃるんですけど、今2人、委嘱手続中ですので、2人追加される現状でございます。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 地域福祉に大変関わりが深い大切な仕事で責任もあって、なかなか時間的にも多忙ではないかというふうに思います。その辺で、なかなか引受手というのも、すぐすぐには決まらないのかなというふうにも思います。協議会に支払われる委託料は、一人一人に配分するものっていうことでもないかもしれないんですけども、それを1人に割ると年間1万7,000円ぐらいになりますよね。それだと車で動かれる人にはガソリン代にもならないというような委託料ではないだろうか。かなり奉仕的な仕事ですけど、でもやはり少な過ぎるのではないかと、個人の負担になっているのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○矢田貝分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 一応、金額のほうの内訳といいますか、積み上げの考え方でおりますのが、委員1人当たり、一月で1,400円という単価で計算をさせていただいております。ただ、あと、地区会長につきましては、取りまとめ等の業務も入ってまいりますので、単価1,600円ということで計算をさせていただいております。これにつきましては現時点では、見合ったものであるというふうに考えておるところでございます。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 地域福祉にやはり大きな関わりになる大事な委員の仕事に対してちゃんと

評価をして、その活動を支える委託料を出すっていうのは、とても当然ではないかというふうに私は思います。委託料は増額すべきであると考えますので、地域福祉とって、なかなか地域力で賄おうという方針というの、大変私は疑問を持ってるところもあります、というのは、なかなか元気な高齢者は今働いてる、働かないと生活ができないという現状もある中で、地域のマンパワーというのはすごい限られてるなというふうに考えます。でも、その中で、地域福祉を担う民生委員・児童委員の人は大切にしていきたいというふうに思います。以上、要望で終わります。

**○矢田貝分科会長** 次に、49ページ、事業番号97、敬老事業費補助金交付事業について。

石橋委員。

**○石橋委員** この対象者と補助金交付の人数の差は何なんでしょうか。それから、次年度からの事業内容について、どんなふうなのか詳しく教えてください。

敬老会、このコロナの状況もあって、本当に開催されたところは多くないのではないかなというふうに思っております。実際に開催されたところ、この間の岡村議員の質問に対して、お答えになったのは27自治会ということです。27というのが多いのか少ないのか、自治会数でいうとかなりあると思うので、多くはないと思うんですけど、そのことと、対象者と補助金交付の人数の差はさっき言いましたね。その辺についてお答えください。

**○矢田貝分科会長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** まず、敬老会を実施した地区でございます。先ほど議員さんのほうから27というふうにおっしゃっていただきました。これは自治会ではなくて27地区ということになってございまして、全地区ということになります。従前の大きな規模の敬老会というのは開催はされておられませんけれども、ごくごく小規模な形で、どちらの地区においてもされてるというふうに報告をいただいております。

それと、続いて、対象者と補助金交付に書いてある人数の差は何かというところがございます。対象者2万1,470人と書いておりますが、これは住民基本台帳を基にした数字でございまして、令和2年中に満76歳以上の方の人数を拾った数字でございまして、実際に補助金の交付で上げております人数につきましては、各地区のほうから対象者数ということで報告をいただいた方の積み上げた人数ということになっております。その差は何かというところがございますけれども、それにつきましては、例えば住民票そのまま残したままで施設に入所されている方でありまして、また自治会に未加入の方で会員になっていらっしゃる方とかっていうことが考えられるというふうに思っております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** そうしますと、自治会に未加入の方っていうのは対象にはなっていないことなんですね。

**○矢田貝分科会長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** この敬老会のほうが、地区の社会福祉協議会のほうが主体となって実施をされておられます。自治会を通じてされてるとは思いますけれども、その辺のところ、地区によっていろいろ捉え方といいますか、考え方が違う部分があるかと思えます。ですので、含まれてないところもあろうかと思えます。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 次年度のシニア、何でしたっけ、という事業について、柔軟な活動ができるというふうなことで書かれていますが、例えばどんなふうな運用なんですか。

○矢田貝分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 令和3年度からのシニア世代活躍応援補助金ということでさせていただいております。それについての御質問ということでございますが、対象事業を今までの敬老事業以外に、集い通いの場事業、見守り事業、防災啓発事業、世代間交流事業、それと地域のサポーター育成事業という、6つの事業で柱を組立てさせていただいています。令和3年度、まだ申請が出てないところもございますけれども、出ているところの内容を見ますと、敬老事業のほかに、例えば集い通いの場の事業といたしまして、グラウンドゴルフ大会とかボッチャ大会とかの開催を計画されているところでもありますとか、あと、世代間交流の事業といたしまして、地域のお祭りですとか餅つき大会を計画されている地区、また地域のサポーター育成事業として、サロンや在宅福祉委員の方などの地域活動の担い手を対象にした研修会を開催を計画されているところがあるというふうに伺っております。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 そうしますと、高齢者の方が柱になつてるような行事ですと、結構何でも使えるような事業費ということになりますかね。

○矢田貝分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 この補助金のほうが、地区社会福祉協議会のほうに補助をさせていただいておりますので、そちらが主催となって開催されるような事業について対象とさせていただいているところがございます。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 敬老会が開催されてきた中でも、出ない人はやっぱり出られないみたいなのがこれまでもあったりしました。この補助金の在り方は、高齢者福祉の審議会なんかでも検討されてきたのだと思います。現状に合わせた運用は考えられたんだというふうに思うんですが、地域の活動に出てこられない人が、いよいよ取り残されることはないのかという辺が、やや気がかりであるというふうには思います。以上、意見です。

○矢田貝分科会長 次に、51ページ、事業番号101、小規模多機能型居宅介護事業所整備事業について。

戸田委員。

○戸田委員 小規模多機能型居宅介護事業所整備事業について、お聞かせください。事業の概要について、そこを見ますと、地域包括ケアシステムの構築のためということで表題掲げられておられるんですけども、まず、システムの構成の考え方を伺っておきたいと思ひますし、本事業の必要性、それと本事業の事業効果をどのように考えておられますか。その3点をまずは伺っておきたいと思ひます。

○矢田貝分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 小規模多機能型居宅介護事業所のことの説明をさせていただきたいと思ひます。

この小規模多機能型居宅介護といひますのが、地域密着型サービスの一つでございますし

て、利用者の選択に応じて居宅への訪問や施設の通い、短期間の宿泊を組み合わせた多機能サービスを利用することができるものでございまして、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生活上の支援や機能訓練を行うようなものでございます。中重度となりましても、在宅生活を継続することができるよう、支援をするために必要なサービスという位置づけで、この小規模多機能型居宅介護のほうの整備のほうを進めているところでございます。すみません。質問に答えれてないかもしれませんが。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** システム構成の中身っていうのを私お聞きしたんですが、もう一つが事業の必要性、その事業効果。この辺のところをどのように捉まえておられるか、入り口ですので、まずそれを伺っておきたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 事業システムの考え方というところの、まず1つ目でございますけれども、できるだけ、介護が必要になっても、地域で、住み慣れたところで、介護が重くなっても地域で生活ができる体制をつくっていく。それが介護保険計画の中でも理念として持たせていただいております。それを実現するための一つのサービス、大きな役割を担うサービスというふうな位置づけの中で、介護保険のサービスの構築を図っているというところで整備を進めているというところでございます。

これにつきまして、目的でございますけれども、そういった、すみません、繰り返しになってしまいましたけれども、地域での生活、介護が必要になっても、そういった環境で生活できる、サービスとして地域に密着したサービスを、そこで小規模多機能型居宅介護支援を利用していただくことで、在宅生活を継続していただけるように支援していくようなサービスとして、これが必要だというふうに考えておるところでございます。

効果でございますけれども、これによりまして、介護保険の施設サービスは、限られているところでございますので、必要な方は一定の方はやっぱりそういった施設に、サービスを使っただけかといけないですけども、そうでない方、中重度の方については、できるだけそういったサービス利用ということではなくて、身近な地域のサービスを利用していただくことによって、それは介護保険の持続可能性ということも含めての話ですけども、そういったサービスを使いながら、地域全体で支えていけるような環境をつくることを目的としてやっているものでございますので、そういった効果が今後見えてくると思っているところでございます。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** ごめんなさい。私がそういう質問をしましたので、これから続きますけれども、やはり地域住民にとって重要な事業だということを位置づけられておられる、そのためのシステム構成の基本的な事業だと。そうした中で、この事業、繰越事業になっておるんですけども、その繰越しの理由について、まず伺っておきたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** こちらのほうが、本来、令和元年度に実施するものでございました。令和元年度は2事業所を整備する予定のところでした。1事業所につきましては令和元年度の現年で完了したわけですけども、1事業所はそれが完了できなかったというところで、内容といたしましては、その事業を整備されている法人のほうで、土地

に関する手続に時間がかかったということで、年度中に完了ができなかったというふうに聞いておるところでございます。

**○矢田貝分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も初めて聞きますのは、市として重要施策事業だということで位置づけておられる。介護事業についてのシステム構成は必須だというような考え方で事業を進めてきておられる。令和元年度に2事業を計画しておったけども、年度内に工事ができなかったから令和2年度に実施をされた。遅れたということは、住民に対してそのサービスが提供できなかったということなんですよ。それを福祉保健部がいかように考えておられるかっていうことを聞きたいんです。私は、住民サービスの向上を、福祉行政というのはまずもって基本だと思うんです。それを踏まえて、いかに住民サービスで提供していくような体制を整えるには、何をしたらいいか、どうしたらいいか、創意工夫して、それで事業をしてる者は必ず完遂するんだという使命感を持ってやられることではないんでしょうかね。私はそう思うんですよ。だから、繰越事業で年度内に事業が完了できなかったけん、これ、国県の補助金全部ですね、100%。単費が全然出てないんです。

わし、そのところが、この頃、福祉行政の中で思うのは、やっぱりそういうような責任を持たれて、本当に住民の方々に対して、午前中も言いましたが、アフターケアの手を届くような行政をするのが、私たちですし、あなた方も一緒だと思うんですよ。そういう共有認識を持った上でやっていかないと、私は駄目だと思うんですよ。だから、そのところがね、私は本当に思うんですけど、それで今後の課題展開、事業展開の中に書いておられるんですけど、令和22年度までに、事業を、11地区をワンパッケージとして進めていくというような、大きな事業目的も掲げておられるんです。本当に今の状態で、そういう事業が完遂できるんでしょうかね。そのところを私、問うておるんです。

だから、やはり住民に密着した大事な事業でしょうから、やはりシステム構成をきちっと計画されて、それを実行にして移していく。計画だけではいけない、実行に移していくのが一番大切な事業だと私は思います。今後、こういうことがないように、私たちも、もう議会も、当局も軌を一にして事業に取り組まなきゃなりませんけれども、やはりそういうふうな、いま一度、原点に返って事業に私は対峙していただきたいというふうに思います。要望しておきます。

**○矢田貝分科会長** 次に、69ページ、事業番号137、5歳児健康診査事業について。門脇委員。

**○門脇委員** それでは、事業番号137、5歳児健康診査事業について、いわゆる5歳児健診であります。その重要性につきましては、今さら言う必要はないと思っております。そこでまず、最初に、5歳児健診の一次健診で、支援の必要性がありと判定された児童のうち、相談の希望なしが225人、相談の希望ありが70人となっております。相談の希望なしとされた225人に対する、その後の対応や支援についてはどのようになされているのか、まず初めに伺いたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** まず初めに、この事業につきましては、所管課は健康対策課になっておりますが、こども相談課との共管事業でございます。このため、今回の質問内容につきましては、こども相談課で担当をしている業務が主でありますので、主にこども相談

課のほうで答弁させていただきます。

まず、相談希望なしの対応についてでございますが、支援の必要性があるけれども、相談希望がない方に対しては、一次健診の結果を送付する際に、日頃の子育てのヒントになるお子さんへの対応の仕方をまとめたものと、発達支援事業の案内を併せて送付しております。また、希望されれば、5歳児相談会や個別相談等の発達支援事業を活用することもできます。以上です。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** それでは、この今、御報告いただきました225人以外で、事務報告の、こちらの162ページの下段のほう、ちょっと見させていただきましたけど、こちらのほうには、支援の必要性が幾らかあるという、この児童が255人と、このようになっておりますが、この255人に対しても同じような対応だったのかどうかお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** この、幾らか支援の必要性があるという方に対しても、今回の同様に、相談希望なしとの同じような対応を取っております。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。

それでは、最初のところでちょっと言いましたけども、相談の希望ありの70人に対してその後の二次健診や支援は、どのようになされているのかお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 相談希望ありの二次健診、支援についてでございますが、二次健診当日は、保健師による身体計測や問診を行い、次に心理士による面談を行い、その後に医師による診察を行っております。そして、保健師、発達支援員、心理士による子育て相談や、心理発達相談、教育委員会の指導主事による教育相談を実施しております。二次健診の結果により、専門医療機関紹介となった場合には、必要に応じて発達検査を行っております。また、保護者の希望により、専門医療機関の情報提供や巡回相談などの発達支援事業の実施、情報提供も行っております。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。希望ありの70人の方、今お伺いしましたけども、この中で、実際に二次健診に来られた方は65人となっておりますが、残りの5人の方に対してはどのような対応をされているのかお伺いします。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 先ほどの、相談希望ありの70人のうち、実際、二次健診に来られたのは65人ということで残りの5人の対応についてでございますが、一次健診のアンケート記入から実際二次健診があるまでに、保護者が医療機関を受診されるなどにより、二次健診を受ける必要がなくなったりすることがあり、その際も電話等の方法で保護者等に連絡を行っております。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。ありがとうございます。

では、最後に、令和2年度の5歳児健診について、どのような総括をなされているのかお伺いします。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 令和2年度の5歳児健診の総括についてでございますが、二次健診では医師の診察を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、二次健診で診察する医師が不足し、1回当たりの受診を減らすことになってしまい、そのため、二次健診受診者が年間135人の受入れ枠がありましたが、令和2年度は年間72人までしか受け入れることがなくなったため、保護者の希望を確認し、医師の診察希望のなかった方については、ほかの相談事業や発達支援事業の紹介等により対応いたしました。二次健診で相談希望をされている方でも、必ずしも医師の診察を望んでいない保護者も一定数おられることから、知能発達等が気になり、医師の診察を希望している方を二次健診につなぎ、育児への不安や心配事等の相談を希望する方には5歳児相談会につなぎ、保護者の不安を相談できる場を設けることといたしました。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 最初にも申しましたが、5歳児健診の重要性っていうのは、本当に当局の方も我々も非常に共通の認識の中であると思っております。

最後、要望になりますけども、5歳児健診を受けられた児童の保護者の方というのは、非常に不安や心配のあまりに涙を流される方もいると仄聞しております。それゆえに、一人一人への丁寧な説明と健診後の相談の希望ありなしにかかわらず、支援の必要性のある全ての5歳児と保護者の方への、より細やかなアフターフォロー、アフターケアを要望して終わりたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 続いて、前原委員。

**○前原委員** ただいまの質問と大分かぶるので、私のほうは結構です。

**○矢田貝分科会長** では、石橋委員。

**○石橋委員** 大分かぶっております。保護者の話をしっかり聞く対応としたため、このような相談の希望ありというのが減ったという実績となったというふうに伺いました。何か働き方の手段が変わったのか、これまでと。これまで文書を送っていたのを電話相談に変えとかいうようなことがあったのか、それとも保健師の電話連絡の内容が変わったのか、保護者の話の聞き取りの細やかさからの結果であるのか、何分、数がとても減ってますので、もう一度そこら辺を聞きたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 二次健診の相談の希望ありの減少についてでございますが、令和2年度の二次健診は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により診察する医師が不足しまして、受診者をちょっと減らすことになりました。このため、二次健診の対象者に対して、保健師が今までどおり連絡はしとるんですけど、保健師が電話連絡し、医師の診察の希望の有無や困っていることなど、保護者から聞き取り、聞き取った内容に応じて、5歳児相談会のほうに変更して案内をしたり、保護者の話をしっかり聞く対応をしております。従来もしております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** すみません。30年とか元年のときの相談希望ありの対象児は、全て医師の診断は受けられたのでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。



○瀬尻こども相談課長 はい、医師の診断は受けております。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 5歳児健診というのは、この年齢で医師の診断の必要性があるというところから始まったのではなかったかというふうに思いますが、医師のほうの体制の具合があって、最初から医師による診断を望まれるかどうかというところで、相談につないだり、受診のほうになったりというふうに割り振られたんだと思うんですが、本当にその対応でよかったのかってところ、私、ちょっと不安なんですけど、いかがですか。

○矢田貝分科会長 景山参事。

○景山参事兼こども未来局長 それは課長のほうが御答弁申し上げました一部、修正させていただきたい、訂正させていただきたいと思います。この5歳児健診の二次健診は、診断ではなく診察の場でございます。医師の診断は、あくまでも医療機関紹介になりました際に受けられて診断を受けられるという流れになります。

制度設計いたしましたときには、これは、先ほども委員さんおっしゃいましたように、診断の場ではなくって、あくまでも早期に課題を双方で、要するに保護者さんも支援者も気づいて、支援を早期に開始するといった目的でございます。発達障がいの診断を早期に行うという、子どもさんがいい場合もありますけれども、それが目的ではないということで、始めましたのが米子市の5歳児健診でありました。その中で、二次健診の中で医師の診察と、それから発達の相談と、それから就学、これ就学に向けて不安なく就学していただくというものも大きな目的でございますので、一次健診の後に、そういった内容の対応をするということで設けたものの中の一つが一次の診察なんですけれども、これ、いろいろと保護者さんの御希望があると思うんです。お医者さんの診察を早く受けたい、そういった方には早くお医者さんと出会っていただく機会をここで設けましょう。病院に行くまではちょっとハードル高いけれども、何とかここでお医者さんの相談を受けたいという方には、そちらのほうに御紹介といいますか、御案内しますし、逆に、今はちょっとまだお医者さんは、そこまではちょっと気が向かない、まずは発達の相談をさせてほしいって方もおられましょうし、そういったことを、いろんな見通しを立てた、その後、どういことがこの後に、子どもさんの支援ってあるんだよってというようなことを情報提供をさせていただきながら、あくまでも保護者さんの不安、子どもさんの不安を解消するということを目的とした健診ですので、これは医師の診断ではなく診察ですし、お医者さんの見立ての上で、これは診断のほうに、医療機関紹介しましょうということになりますと、今度は、ここではなくってクリニック、病院になるという流れになっております。ですから、米子市の5歳児健診は、お医者さんの診断ありきではなく、そして診察ありきではない、いろんな御不安を解消するための支援の内容をここに盛り込んだものとして御用意しているものの一つが、医師の診察というような考え方でっております。

3年たちまして4年目になりますけれども、途中で、当初始めましたときには、二次健診の後に医師の診察を御案内するような時期もありまして、これが2回足を運ばなきゃいけないから、ちょっと気持ちが遠のいてしまうような、そういった年もありましたので、そういうことを一つ一つ検証しながら、その次の年にはお医者さんの診察も同じところでやっということうことで進めておりましたけれども、課長のほうの説明もありましたとおり、お医者様のほうは、このコロナ対応で、去年は、ちょっと配置が少し不足してまし

たので、それは、できないなりにそれなりに工夫をしながら、また3年度も課題を解決するようにして実施をしてきているという状況でございます。すみません、説明長くなりました。以上です。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 今の、保護者さんの本当に不安っていうものを、やっぱり丁寧に相談しながら解消していくということが、本当にすごく大事だというふうに思います。分かりました。その内容に、今回の相談の内容というのが分かりました。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次、72ページ、事業番号143、健康増進事業について。  
門脇委員。

**○門脇委員** 事業番号143、健康増進事業について。この中のふしめ歯科検診について、お尋ねしたいと思います。これにつきましては、事業報告の165ページの右上段に、ふしめ歯科検診というのは書いてあるわけですが、まず初めに、このふしめ歯科検診について、改めてその目的と内容についてお伺いしたいと思います。

また、この健康増進事業における、ふしめ歯科検診の事業費あるいは決算額、これについても併せてお伺いしたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** ふしめ歯科検診の目的と内容等についてでございますが、ふしめ歯科検診は、成人期以降の歯の喪失の最も大きな原因となる歯周病を予防するため、口腔管理に意識づけを行うことで本人の生活の質を高めるとともに、歯科保健水準の向上を図ることを目的としております。内容につきましては、問診と歯、歯肉、口腔清掃状況の確認を行う歯周組織検査で、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢を対象に行うものがございます。なお、決算額につきましては、ふしめ検診におきまして約42万円程度でございます。その42万の内訳につきましては、137名の方に対して42万円の実績額が上がっているところでございます。以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** 決算額が42万円、これが少ないのか多いのか。少ないからといって、いいかげんに事業をしていいということではありませんし、そういうことはやっておられ、一生懸命取り組んでおられると思いますが、しかしながら受診率を見てみますと1.7%と、このようになっておまして、低い数値だと言わざるを得ません。この1.7%という低い受診率について、その効果も含めてどのように考えておられるのか、また数値目標は設定をされているのか、加えて、近隣他市の受診状況についても併せてお伺いをいたします。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 受診率が低いことについてと、近隣他市の状況についてお答えさせていただきます。ふしめ歯科検診の例年低い状況については、受診率が低いということについて、さらなる周知が必要であるというふうに考えております。現在、40歳に、ふしめ歯科検診の案内はがきを送付しているところでございますが、その案内を送付している40歳の受診率につきましても、5.6%と低い状況でございます。しかし、一方で、この歯科検診につきましては、歯科そのものは、歯科医院で既にフォローを受けている場合もあるため、歯科検診受診率だけでは、歯科保健水準の向上の目的を達成できているのかどうかというところの判明が非常に難しいと考えております。目標数値につきましては、

現段階におきましては定めていません。今後につきましても、この目標数値につきまして定めることも含めて、事業そのもののやり方と同様に考えていきたいというふうに考えております。

また、受診率向上のための方策についてでございますが、ホームページ等、広報とともに、各地区に配置された地区担当保健師を中心に、直接的に出向いて広報したりということも含めて、地域で様々な機会にふしめ検診の啓発を行い、周知を行っていく必要があると考えております。

あと、他市の受診率につきましてはですが、鳥取市が2.4%、松江市が3.0%という状況で、10%未満の受診状況となっております。以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 門脇委員。

**○門脇委員** ちょっと近隣他市もあまり力が入ってないように、少し残念に思います。課長には、ちょっと今後の受診率向上に向けての考え方や方策についても、今、御答弁いただきましたので、私のほうからは、最後に、重ねてにはなりますが、受診率の1.7%は、あまりにも低い数字だと思っております。やはり、今後は、先ほど答弁にもございましたけれども、まずは、検診の広報や啓発を行うとともに、しっかりと受診勧奨を行い周知に努めていただくことが重要だと思っております。さらに、別の視点から言えば、少し調べてみましたが、本市におきましても、ここ3年間の受診率についていえば、1%台で推移しておりますので、この事業の必要性を含めた見直しについても、いま一度検討をする必要があるのではないかと考えております。これは指摘をしておきたいと思っております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、事業番号144番、がん検診事業について。

森谷委員。

**○森谷委員** 事業番号144、がん検診事業について、お伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度あったのか、まずお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** がん検診の新型コロナウイルス感染症の影響についてでございます。集団検診は、会場内での密を避けるため、1日当たりの定員数の減少の見直しが必要となったため、10名程度減少させてもらいました。また、そのことから、受診者数への影響があったと考えております。また、肺がん集団検診につきましては、地区巡回における検診を中止し、会場をふれあいの里、淀江体育館に集約したため、人数を減少することとなりましたが、医療機関における個別検診を昨年10月から開始したため、受診率自体の影響は前年度とほぼ同水準ということで、影響は見られなかったということでございます。

**○矢田貝分科会長** 森谷委員。

**○森谷委員** それでは、令和2年度に個別肺がん検診を新たに取り入れられました。どのような効果があったのかお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 個別肺がん検診の効果についてでございますが、個別肺がん検診を導入したことで、受診率が若干増加したため、一定の効果はあったと考えております。ただし、受診者の多くは、集団検診の受診者が個別検診を利用したと考えられるため、今後、

新規の受診者確保に向けては、様々なさらなる周知が必要だというふうに考えているところでございます。

**○矢田貝分科会長** 森谷委員。

**○森谷委員** 分かりました。

次いで、要精密検査者に対して、どのような対応を行っているかお伺いたします。また、加えて、精密検査を受けられなかった方への対応をどうされているかということも、お伺いたします。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 要精密検査者に対しての対応についてでございますが、要精密検査者へは、検診結果と一緒に、紹介状と精密医療機関の案内を送付しております。検査後、要精密検査対象者のうち精密検査結果の報告がない方については、受診勧奨通知を送付し、その後、年度末時点でも報告のない方へは、受診状況についての確認アンケートを送付し、受診状況の把握と受診勧奨に努めているところでございます。以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 森谷委員。

**○森谷委員** 受診率の向上のために、さらなる受診勧奨をしていただきますように要望しておきたいと思っております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 続いて、土光委員。

**○土光委員** 受診率向上に関してお聞きします。受診率の向上というのは、常に課題になっていて、これまで、例えば検診期間を延ばすとか、それから市民の意識向上、周知に努める、そういったことをやっていて、なかなか数字が上がらないという現状だと思います。これはある意味で、ちょっと私の提案なんですけど、実は、先回というか、いつの委員会で、多分これ、健康診断の受診に関連して、何かすごく受診率、逆に言うと未受診率が下がったという事例があって、その理由を聞いたら、個別に電話をしたからというふうな、そういった事例があったと思います。がんの受診率向上も、こういったやり方というのは考えてもいいのではないかと、個別に、一般的に周知、チラシとか周知、一般的な周知にとどまらずに、個別に、もうそれこそ電話をすとか、そういうふうなやり方をすると、かなり効果があるのではないかとこのように思ったのですが、その辺いかがでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 受診率向上の方策についてでございますが、まず、がん検診の受診率を向上させるための我々としての方策としましては、検診期間の延長、これは今年度、大腸がん、胃がん、肺がん、これにつきましては、1月15日まで延長する予定でございます。こういったような期間の延長、あと、受診環境の向上に努めてきたところでございます。ですので、医師会との協議がありますが、最大限のところ、今、1月15日でございますけれども、今後、この期間がまず延びないかっていうところを検証したいというふうに思っております。

また、受診勧奨と併せて、いわゆる医療に関しての意識、市民の意識向上に努めていくということも、昨年の広報特集号を打たせてもらいまして、こういうことを新たな取組としてさせていただいているところでございます。そこら辺も含めまして、現在、個別の電話勧奨については考えておりませんが、がんや検診についての正しい知識や情報を発信していく必要は、今後もさらなる課題として考えておりますので、情報発信の仕方、個別の

働きかけの方法を考えていき、地区担当保健師の直接出向いて勧奨を行うということも加えまして、進めていきたいというふうに考えております。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 個別の電話というのは、ちょっと私が思いついた一つの場合なんですけど、実際やるとすると対象者がかなり多いとか、じゃあ、誰が電話をするんだとか、当然いろんな課題はあると思います。本当に効果があるということがそれなりに想定されるんだったら、ある意味で予算措置して、委託してでもそういうことをすればいいというふうには私思うので、そういった検討というか、一つの提案として受け止めていただければと思います。

続いていいですか。

○矢田貝分科会長 はい。事業番号145番、予防接種事業に……。

○土光委員 すみません。144でもう一点質問があります。

○矢田貝分科会長 あ、ごめんなさい。どうぞ。

○土光委員 ちょっと言い方が悪かったな。

この受診率に関して、大体2割、3割ぐらいということですが、これは市の最終的な受診率の目標設定、これはどのくらいというふうに今のところ考えていますか。

○矢田貝分科会長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 受診率の最終目標についてでございますが、現在、国・県が示す受診率は50%でございますが、本市のがん検診受診率の実績値にかなりの開きがあるため、長期目標については、市独自の目標数値の見直しを定める予定でございます。なお、今回、提出しております、令和元年度決算審査指摘事項に係る処理状況の中でもお答えさせていただいているとおり、受診率につきましては、来年度の改正にあります健康増進計画の中で、先ほど答弁させてもらったような形で目標数値の見直しを考えていきたいというふうに考えております。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 この、市独自の目標数値の見直しというのは、あくまでも最終的には50%ぐらいが望ましいと思うけど、現実的になかなかすぐそこまではいかない、だから、現実的な数値を、現実的な目標設定を改めて検討して取り組んでいく、そういった意味でしょうか。

○矢田貝分科会長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 今の御質問についてでございますが、あくまでも最終目標が50%が妥当かということも検証したいという意味でございます。あまりにも乖離が開いておりますので、米子市だけではなくて近隣の市町村も含めて、40%のものが50%に近づけるというレベルではないというふうに担当課長として思っておりますので、そもそも50%というものが妥当なのかということも含めて、研究したいというところでございます。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 私もそんな感じで思います。これも各個質問のやり取りで、市長が非常に興味深い答弁されて、このがん検診、これって、一般的には早期発見、早期治療、それが望ましいというのが言われているけど、やっぱりがん検診をするかしないかというのは、あ

る意味で人それぞれの人生観も絡まってくると、自分は、早期発見、早期治療がいいかもしれないけど、自分はこういう考え方で自分はしないんだとか、それも一つの考え方だと思うので、そういったことを含めて、この国・県が50という数字を上げているかもしれないけど、この50という最終的な目標も含めて、あるべき受診率の数、それに近づぐためにどういうやり方が一番効果的かというのを検討していただければというふうに思います。意見です。

**○矢田貝分科会長** では、次に参ります。事業番号145番、予防接種事業について。土光委員。

**○土光委員** この予防接種事業の中で、子宮頸がんに関してお伺いします。まず、令和2年度、この子宮頸がんワクチンの実績はどうだったかというのを、まずお聞きします。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 令和2年度の実績についてでございますが、1回目が151人、2回目が122人、3回目が68人、延べですけれども341人となっております。令和2年10月に、厚生労働省から発出された対象者への情報提供に関する具体的な対応等に関する文書に基づき、接種期限の迫っている高校1年生の個別通知を行ったため、令和元年度延べ80人から、令和2年度延べ341人に接種者が増加したというところで、併せて御答弁させていただきます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。特に令和2年度かな、周知の仕方で個別通知、そういうやり方をして、その結果、数字は増えたという現状だということが分かりました。この子宮頸がんワクチンに関しては様々な議論があります。こうやって、ある意味で国の考え方によって米子市は個別通知をして、その結果、接種者が増加した。私自身は、これはある意味で好ましいというふうには思っているのですが、やはりこれに関しての広い意味での副作用、それから副作用と言わなくてもこれを接種することによっていろんな不安とか、そういったことがあります。これにはやはり行政としてきちんと何らかの対応というのは、私はしていったほうが良いと思います。

ということで、まずお聞きしたいのは、これまで、ありますよという接種のための通知というのはやってきたと。じゃあ、接種した人に対して、その後、体調特に変わりはありませんとか、そういった広い意味での個別のフォローというのは行ったのでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 接種後のフォローについてでございますが、現在、制度的な、システマ的な接種後の個別フォローについては行っておりません。

今後につまましてですけれども、接種後の体調に不安を感じる場合は健康対策課に相談してもらえるように、個別通知に記載して啓発していくことを考えて実行していきたいというふうに思っております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 実際接種した人が漠然とということも含めて、何らかの不安とか心配事、これを気軽に相談できる場所というのは、きちっと周知をしたほうが良いと私は思います。そういった意味で、一番現実的で実現可能のやり方は、今、個別通知をやっているの、そのときに、もし接種後、何らかのことがあれば、この窓口は米子市は、窓口を設置して

対応しますよというお知らせをする、そういったやり方が一番、今のところ現実的だと思いますので、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

それから、米子市において、今は子宮頸がんワクチンの話でしたが、子宮頸がんの発生状況、把握してる範囲で質問をします。説明ください。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 子宮頸がんの発生状況についてでございますが、米子市における罹患患者数については、データ等がございませんので把握はできておりません。データ等で把握できているものとしましては死亡数でございます、平成28年1人、平成29年2人、平成30年はちょっとデータはございませんが、令和元年5名、令和2年度は今データの精査中というところで、把握している状況は以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 30年のデータなしというのは、鳥取県人口動態調査で何らかの理由で、そういったデータがなかったということなのかどうかということ。

もう一つ、今、それぞれ年別の死亡者数の報告をいただきましたが、この人たちの年齢というか年齢層、もし把握して分かればお知らせください。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 30年のデータがないということにつきましては、県のほうからのアップがされてないというところで、理由までは聞いてはおりませんが、データなしという状況が続いております。

あと、もう一点の年齢層につきましてでございますが、子宮頸がんの年齢層につきまして、これもデータとしては分からないという状況になっております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** という把握だということで、了解しました。以上です。

**○矢田貝分科会長** では、事務報告、167ページ、フレイル対策推進事業について。

前原委員。

**○前原委員** このフレイル対策推進事業に関してですが、これは永江地区でモデル事業として行われているということなんですけども、このフレイルと認知症の相関ってというのは、相関性あると思うんですけども、この健康寿命延伸の視点で、地域で取り組むフレイル対策について、認知症予防の取組というのを取り入れているのかどうかってのを確認させていただいていいでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 認知症予防に対する取組についてでございますが、認知症予防につきまして、まず取組としては行っております。具体的には、地区、サロン等、人が集まる場では、脳活性化を促す有酸素運動であるコグニサイズを取り入れております。このコグニサイズというものが、コグニション、認知と、エクササイズ、運動を組み合わせた有酸素運動でございます。また、65歳以上の市民にフレイル度チェックを実施する際には、認知機能低下の有無を確認する項目があり、該当する方には生活の中でできることとして、生活習慣病の予防、体を動かすこと、質のよい睡眠、趣味を行うこと、笑うこと、対人交流の必要性等について、個々に伝えているところでございます。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

○前原委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、このフレイル対策推進事業の事業効果の検証方法っていうのが、ちょっと、どのように検証しているのかっていうのを知りたいんですけども、教えてください。

○矢田貝分科会長 中本健康対策課長。

○中本健康対策課長 フレイル対策事業の事業効果の検証についてでございますが、フレイルチェック等の結果により改善が必要な方に対し、健康指導等の介入をすることで行動変容を促し、健康な高齢者を増やし、最終的には介護保険料の抑制を目指すところでございます。この介護保険料の抑制というところのターゲットになりましたところでは、最終的な事業効果である介護保険料の効果額については、現在研究中ではございます。

あと、それぞれの効果として、健康の方、フレイルの方、プレフレイルの方っていうのは、はっきりとフレイルチェックで出ますから、そこら辺の改善のデータの蓄積はしておりますので、そのデータの蓄積を基に、介護保険料の効果額にどう反映するかっていうところを、今後速やかに検討したいというふうに思っております。

○矢田貝分科会長 前原委員。

○前原委員 承知いたしました。結構です。

○矢田貝分科会長 それでは、48ページ、事業番号95、婦人保護対策事業について。伊藤委員。

○伊藤委員 まず、こちらには記載がありますが、DV被害者による相談件数が、令和元年と比較して2.3倍と急増しているというふうにございますが、まず、相談件数について記載がありませんので、お聞かせください。

○伊藤委員 瀬尻こども相談課長。

○瀬尻こども相談課長 DV被害者による相談件数が、令和元年度と比較して急増している状況についてでございますが、まず、相談件数についてでございますが、令和元年度の相談件数は175件、実人数といたしましては56人、令和2年度相談件数は397件で実人数が111人となっております。増加の要因の一部として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う就労機会の減少による経済困窮や在宅時間の増加により、家族以外の接触機会が減少したことによる社会的ストレスなど、様々な生活不安が高まってはいるかと考えております。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 次に、主な相談内容、これも記載がありませんので、主な相談内容についてお聞かせください。

○矢田貝分科会長 瀬尻こども相談課長。

○瀬尻こども相談課長 相談内容についてでございますが、主なものとしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金の手続により、DVで世帯主と別居状態にあるといった相談が表面化したことや、コロナ禍でDV加害者の在宅時間増加や、家庭の収入減少などによるDV被害の悪化や、DV被害者に経済的基盤がないため、離婚ができないというような相談がありました。以上です。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 大変な状況というふうに思うんですけども、相談の対応についてお聞かせください。



○矢田貝分科会長 瀬尻こども相談課長。

○瀬尻こども相談課長 相談の対応についてでございますが、鳥取県の県民福祉局をはじめとする関係機関や、市組織の関係部署と連携、調整しながら、DV被害者を支援しております。また、近年は精神的な疾患があるケースや、児童を伴うケースなど、その対応が複雑、多様化しており、医療機関との調整、子どもの親権問題など、相談への対応も関係機関との連携、調整の必要性がより高まってきております。以上です。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 次に、相談方法というのは、どのような状況だったのかお伺いいたします。

○矢田貝分科会長 瀬尻こども相談課長。

○瀬尻こども相談課長 相談方法につきましては、来所による相談が94件、巡回相談や出張相談による相談が34件、電話相談が217件、メールによる相談が7件、その他、女性相談以外の対応、課内協議等で45件、以上、延べ397件でございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 電話による相談が217件というふうにあるのは、私が思いますには、子ども相談課の中の家庭児童相談室の中に婦人相談員がおりますので、そここのところで、DV被害者相談と表示をするかどうかは別としまして、そここのところが分からないというようなところだと思うんです。前、本庁にありましたときは、DV相談の表示がありまして、そこに訪れた、市役所に訪れた市民が、相談につながるというようなケースもあったと思うんですけど、こんなにコロナ禍で急増している、だけれども、本庁に来て相談をする窓口が見えないということは、相談をしているのかどうかというのが分からないんじゃないかなと思うところなんです。しかし、ここの電話相談が多いのは、ずっと電話番号、私が知ってる限りでは、福祉課にいるときからずっと電話番号変えていらっしやらないので、電話はつながるといようなことで、ありがたいことですが、でも本庁に来られて、あ、DV相談窓口ないなあと思われた方もたくさんいたのではないかなと推察します。ここで件数も出ておりまして、内容の主なものもちゃんと分かっているのに、こちらのほうの、決算に係る、主要な施策の説明書にも、事務報告にも上がっておりません。私はこの件数だとか内容だとかは、とても必要なことだと思うんですけども、なぜ上げてないのかお聞かせいただきたいと思えます。

○矢田貝分科会長 瀬尻こども相談課長。

○瀬尻こども相談課長 以前、ちょっと業務の特性の観点などから、事業概要の掲載とか事務報告とか、そういったところの経緯がありましたが、来年度以降、ふれあいの里のほうに、そういったDV相談の窓口があるよということが分かるような形でさせていただいたり、事務報告のほうにも掲載のほうを検討していきたいと考えております。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。事務報告に、事務報告でなくても、こういう報告というところで、件数だとか主な相談内容を上げていただくというのは、分析をして、また予防につなげ、施策に反映するというようなことにもつながりますので、やっぱり議会としても必要な情報ではないかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。コロナ禍との影響で、DV被害者の相談件数が、昨年より2.3倍、これ、大変なことじゃな

いかなと思います、と増えておりまして、緊急的な対応が必要となっていました。今でもそうだと思います。しかし、相談窓口はとても分かりにくいと思っております。市民に相談窓口が分かるようにしていただきまして、先ほど答弁ございましたが、DV被害の予防をできるような相談体制を整えていただきたいと思います。

さらに、記載にも、今後の課題、方向性のところにもございますが、さらに大変な状況で、また緊急対応から自立後も厳しい状況が続くことが予想されますので、その体制のさらなる充実と関係機関との連携を十分に図っていただきたいことを指摘しておきます。お願いいたします。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、60ページ、事業番号119番、地域子育て支援センター事業について。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 地域子育て支援センターですが、まず、令和2年度の4月、5月の開催状況について、利用人数が極端に少ないんですね、それはなぜかということをお聞かせ願いたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 地域子育て支援センターの令和2年の4月、5月の利用人数の減少の理由についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ほかの市の集客施設と同様に、令和2年4月14日から5月6日まで全館休館したことや、また5月7日から再開してからも、三密を避けるために、一時利用について予約制にしたり、利用の時間制限を設けたこと、コロナ禍で利用者も利用の自粛を行ったことも影響していると考えております。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほどもDV被害の関係でお話ししましたがけれども、DV被害と児童虐待は重なる部分も多くあると思いますので、ここにも関わるんですけども、コロナ禍で居場所がなくなって、児童虐待のリスクも高まるというふうに言われております。なので、これ、事業の目的からですね、なかよし学級も休んではないじゃないですか、休むべきではなかったと思うんですけど、その見解は、お聞かせ願いますでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 休むべきではなかったかということなんですけど、全市的に集客施設と同様に閉館をしておるところもありますし、お子さんとか、何かあったら、また感染して、また周りにうつるということもありますので、その辺の対策としましては、自粛を行ったっていうことになったかと思います。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 集客施設ではなく、この子育て支援センターはね、なかなか居場所がなく、子どもと一緒に過ごす場所がないという、ストレスを抱えた方や、あと、不安を思っている方が、安心してそこに居場所に集って、また相談員さんが相談を聞いてくれる、悩みを聞いてくれるというところだと思うので、目的を勘案して、工夫や配慮をした開催を模索するべきだったのではないかと私は思うんですね。先ほども言いましたけれども、コロナ禍だからこそ、学童保育、なかよし学級も休めなかったというようなことも考えますと、これは私は、休館するべきではなかったなというふうに思います。休館したからと

いって減額になったわけではないですよ。ですよ。そこは、そう指摘しておきます。

もう一つ、相談内容の主なものについてお聞かせ願いたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 相談内容の主なものについてでございますが、生活、しつけについて、トイレトレーニングの進め方や、昼寝をさせてほうがいいのではないかと、就園についてでございますと、就園したいが保育園が決まるか心配、あとは就園に関する申請方法が知りたい、食事についてでございますと、卒乳のタイミングについてや、離乳食の進め方について、あと行動、性格についてでございますが、園への行きしぶりや、いやいや期の子どもの接し方を教えてほしいということなどが、利用者からの主な相談内容でございます。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほども申しましたけれども、私はやっぱり、そういう内容の主なものについて、記載があるべきだと思うんですね。事務報告にも相談件数しかないですし、この報告のほうにもそういうことがやっぱりないといけないんじゃないかなと思うんですね。どんな相談があったのかというようなことは、今度の施策の反映になったりとかすると思います。例えば、就園というのは数がとっても多かったですけども、就園したいが保育園に決まるのか心配だとか、就園に関する申請方法が知りたいというようなことだったら、それはもうすぐに解決するじゃないですか、相談員さんだとか、あと地域子育て支援センターにその書式を置いておいて、一緒に書いていただくとか、あと随時募集のそこを教えてさしあげるだとか、そういうこともできると思うんですね。なので、予防的な関わりをしながら、子育ての不安やら負担やら、どんどんなくしていくということが必要だと思うんですね。相談を適切につなげて、悩みをじゃあ解決できているかということ、私はちょっと今不安に思うんですけど、それはどんな見解なんでしょうかね。

**○矢田貝分科会長** 瀬尻こども相談課長。

**○瀬尻こども相談課長** 相談をして、悩みが解決しているかどうかということなんですが、支援センターでちょっと悩みが、そこで相談が解決してないということであれば、こども相談課のほうの相談窓口のほうにつなげていくような形で対応していきたいと思っております。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 子育てのときの悩みは、はたから見るとちっちゃな悩みのように思いますが、本人は本当にとっても大きな悩みで、その悩みは次々次々尽きないものですので、やっぱりそこら辺のところを考えていただいて、相談室の充実だとか、あと相談体制だとか、できる負担や不安の配慮というようなことはどんどんしていただきたいと思います。

また、先ほどもそうです。事務報告のことについても言わせていただくんですけど、事務報告の179ページから182ページまでですかね、子育て支援センターについて、その数字は上がっているんですけど、そこから見えてくるもの、課題だとか分析したものっていうのは1行もないんですね。そこは、副市長に聞いていいですか、事務報告とはそういうものなんですか。何かPDCAのそのサイクルが全くどこにも見えないな思ったりも。先ほども同じような質問をしたんですけども、やっぱり検証をしていく、そこでまた次の年度には改善していくということが必要だと思うんですけど、いかがでしょう

か。

**○矢田貝分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 御指摘の部分は、これはもう率直に受け止めたいと思います。確かにそういった部分の数の羅列といいたいまいしょうか、になっていて、その数から一体何を見ているのかとか、こういった課題を浮き彫りにしてるのかという視点が、少なくともこの事業報告を見る限りはないという御指摘はそのとおりだと思います。

あえて申し上げますと、従来の子育て支援センターの役割というのが、受け止めといいたいまいしょうか、おいでになる方を受け止める、それも大事な機能だとは思いますが、受け止めるっていうところで、どちらかという待ち受け型のセンターになってたんじゃないかな。これは担当部局の見解ではなくて私の理解になりますので、ひょっとしたら違うのかもしれませんが、そこからやはり今、子育て支援というものをもう少し、何といいたいまいしょうか、待ち受けではなくてプッシュアウトしていきとまでは言いませんけど、やはりそこから課題を抽出して、物によっては出かけていくような支援というものもできるような機能に、それは子育て支援センターだけではなくて、背景にあるこども相談課とか、場合によっては保育所とか、様々な機能がありますので、そういったところにつながるような機能、こういったものに、恐らくといいたいまいしょうか、ぜひ進化させていきたいというふうに実は思っています。

御案内のとおり、今、保育所の統合の流れの中で、子育て支援センターというのを地域展開していこうと。従来のものは従来のものとして、さらに機能を、今言ったような視点も含めて充実させながら、特に統合園において、いわゆる在園児だけでない、地域の子育て支援を展開していこうということだとすれば、まさにそういうような機能を、当然現場も含めてしっかり意思を確認、共通認識をつくっていくべきじゃないかということ、実は私も言っております、その辺がある意味課題として今御指摘いただいた部分じゃないかなというふうに思います。

私も今申し上げたような認識を持っておりますので、いわゆる子育て支援の地域の資源となるような子育て支援センターにこれからしっかりしていきたい、関係者もそういった方向で力を尽くしていきたいと思います。そしてこの記載も、そのためには、じゃあどういふ分析をするのかというのが当然出てまいりますので、そういう方向で関係者で取り組んでいきたいと思います。以上です。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。私もおっしゃるとおりだと思います。これから地域全体に広がっていくので、改めてしっかりと目的だとか事業内容を精査していただいて、子育て支援に資する事業にしていだければと思います。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、説明書41ページ、事業番号81、子どもの居場所づくり推進モデル事業について。

前原委員。

**○前原委員** 子どもの居場所づくり推進モデル事業ですが、いわゆる子ども食堂の運営に関するものだと、運営というか、子ども食堂に関するものだと思うんですけども、聞き取りの中で事業費の会場に要する経費っていうのが、いわゆる家賃みたいなものに関しては使えないよっていう話になったんですけど、もう一度ちょっと説明していただくと助か

ります。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 本補助金でございますが、新たに子どもの居場所づくりの取組を行う民間団体等に対して、立ち上げ経費を補助するものでございます。具体的には、調理器具、冷蔵庫等の備品、食器等の消耗品の購入に要する経費、調理室や居室等の修繕に要する経費、会場に借り上げに要する初期経費、初期投資が該当するものでございます。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** 分かりました。実はちょっとこの子ども食堂を運営されてる方と話をしたことがあります。その中でもう少し広げたい、場所をつくりたいってということで、やっぱり家賃のことを言われてました。これは今回の対象になってないってことを言われて、ここの部分何とかならんかねなんていう話があったんですけども。それはそれとして、お話は承ったんで、今後また考えていきたいなと思ってるんですけども、年齢に限らず利用できるかっていうのはその団体の考え方、民間の団体の考え方だと思うんですけども、大概そういうふうになってると思うんですけども、今必要だと思うのが、この子ども食堂を運営しているその団体との意見交換っていうのが今どうなってるのか、きちっとニーズが把握できてるのかってことを確認したいなと思います。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 子ども食堂を実施する団体との意見交換会でございますが、平成31年度に1回、令和2年度に1回、令和3年度につきましては、コロナにより集まっていた意見交換会は行いませんでしたが、個別の子ども食堂を訪問させていただいて、意見交換を行ったところでございます。内容としましては、コロナ感染防止対策に係る情報提供、あるいは弁当等を提供される際の食中毒対策といった情報提供、また必要な世帯や子どもに情報が届くような広報啓発の在り方等について意見交換をさせていただいております。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** 年1回の意見交換会っていうのが適切なのかどうかってうちのちょっとよく分からないんですけども、私は少ないんじゃないかなと思ってます。非常に居場所的に子ども食堂、重要な場所で、ここで地域の同じ年齢の子どもたちだとか先輩なんかと触れ合って、またその親たちの情報交換もあったり、いろいろな形で発展できる場所なんだなと思うんですけども、それに対して意見交換が年1回、令和3年はできてないって言ったのかな、だと思んですけども、コロナの関係でとは言っていましたけども、非常に少ないんじゃないかなと思いますし、他市では市が主導してやっているとありますし、もう少し本市は力を入れるべきだと思うんですが、そこについてのお考えをお伺いしたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 意見交換会したものについては、先ほどの回数でございますが、それ以外にも定期的に電話等で個別の情報交換等を行っているところでございます。今後も引き続きそういった情報交換を通じて子ども食堂でどういったものを課題とされてるかということには把握をしていきたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 個別に電話で応対っていうのも何かちょっと違うような気がするんですよ。言いやすいような環境をつくってあげなければいけないし、困っていることが本当にそこで把握できるのかっていうこともありますし、ちょっと部長にお伺いしたいんですけども、この意見交換の回数って適正なのかどうかっていうのをちょっと教えてください。

○**矢田貝分科会長** 景山参事。

○**景山参事兼こども未来局長** 1回、2回が適切かどうかというふうに考えますと、こういった社会情勢がいろいろ変わってくれば、それは回数、それから内容ともいろいろと私たちのほうからも工夫しながら発信していったり、意見をいただいたりしなければならないと思っております。そして、個別で電話でということが、意見が言いにくいのではないかという今の委員さんの御意見も踏まえまして、どのような形態での御意見を頂戴する場がいいのか、ほかにも方法があるのかということのをちょっといま一度考えてみたいと思っております。ありがとうございます。

○**矢田貝分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 分かりました。民間の方、NPOの方などがされてると思うんですけども、非常に、ある意味、私財をなげうってっていう部分もあると思うんで、また近隣の協力を得てとか、ほかの方々の協力を得てやっているという形で、非常に努力されてると思います。その部分をしっかり把握していただいて、もう少し本市が積極的に関わられるような形っていうのを模索していただきたいなと思っておりますので、これは指摘させていただきます。

（「委員長、関連でいいですか。」と土光委員）

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 市の考え方、いわゆる子ども食堂についての考え方を確認したいのですが、例えばこの事業は立ち上げ経費を補助するという、そういった、別の言い方すると、先ほど前原委員から出た家賃とかの運営費、これに関しては補助の対象じゃない、そういった取組、米子市はしているんですが、米子市としての民間の子どもの居場所づくり、子ども食堂、そういった活動に対してどういうスタンスで取り組む、意見を聞く場があったとしても、意見聞いても米子市のスタンスと違えば、多分それは政策に反映されないと思うので、改めて米子市の子ども食堂、子どもの居場所づくり、民間の活動に対しての支援の考え方をお聞かせ願えればと思います。

○**矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

○**金川子育て支援課長** 本市の子ども食堂等の運営につきましては、地域の子どものたちの孤立、あるいは孤食対策、そういった活動を民間事業者の皆様に主体的に行っていただいているところでございます。市としても子ども食堂等の事業者の皆様の活動が、将来にわたり継続的に行っていただけるよう、先ほどの新規立ち上げ時の経費補助に加えまして、広報啓発とかそういった側面的な支援が必要であると考えておりまして、事業者の皆様の主体的な活動を尊重しつつ、必要な支援の提供にこれからも努めていきたいと考えております。

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 基本的にこの活動というのは、継続しないと駄目だと思うんですよ。あくまでもこれは民間が主体的、民間の意向を尊重して、それは分かります。活動が継続的にな

るようにという視点で、今、米子市は運営費に関しては基本的には補助しないという、今の立ち位置はそうだと思うのですが、この辺は意見交換とかいろいろして、あくまでも民間が主体的というか民間のやり方尊重するという、それはそれでいいと思うのですが、継続的な活動という視点で、何らかの運営費に関しても行政の支援があったほうが継続がされるというふうな状況があれば、それはまたそれで検討されるということはあると思いますか。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 現状におきましては、先ほどから申し上げましたとおり、事業者の主体的な活動を尊重していきたいと考えておりますが、事業の運営状況、コロナ等の状況もありますので、今後ともそういった情報交換、課題等の認識はしっかりとやっていきたいと考えております。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 まずは、前原委員も強調されましたけど、意見交換というか、お互いの情報をきちんとやり取りして、本当に必要なもの、継続するためには何が必要なのかという視点から、これからのこの事業をやっていっていききたいと思えます。以上です。

○矢田貝分科会長 次に、56ページ、事業番号111番、放課後児童対策事業（なかよし学級）について。

森谷委員。

○森谷委員 放課後児童対策事業、すなわち、なかよし学級について質問させていただきます。まず、決算額と余裕教室の活用について、まず予算額、補正予算額と決算額との乖離についてお伺いいたします。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 今回の補正予算額でございますが、国の補正予算等に関連して、令和2年度の5月補正予算と3月補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策経費を計上したものでございます。この補正予算に計上した1,053万9,000円のうち、3月補正予算で計上しました1,000万につきましては、予防に資する物品の調達費用でございますが、令和2年度から令和3年度にかけて切れ目のない事業を展開するものとして、この予算を令和3年度に繰り越すことを想定していたものでございます。これらの経費は、実際に令和3年度に全額を繰り越して予算を執行することとなりましたため、令和2年度決算額は、当初予算額の範囲内となったものでございます。

○矢田貝分科会長 森谷委員。

○森谷委員 了解いたしました。

次に、余裕教室や特別教室の活用状況についてお伺いしたいと思います。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 現在は通常使用している教室に加えまして、学校の余裕教室や特別教室を活用している実態はございません。

○矢田貝分科会長 森谷委員。

○森谷委員 それでは、少子化が進む中で、学校においては余裕教室が増えていくことが予想されますけれども、活用をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 今後の余裕教室等の活用についてでございますが、なかよし学級

の開設に必要な職員の安定的な確保、そういった条件を整えることが必要になりますが、利用児童や各学校の空き教室等の状況を踏まえた上で、教育委員会や各学校と相談をしていきたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 森谷委員。

**○森谷委員** 職員の確保というのは、私もなかよし学級の指導員の方ともやり取りをさせていただいて、なかなか本当に人材確保が難しいということを知っておりますので、これは余裕教室の問題も含めて、本当にしっかりと指導員、職員の人材確保ということを努めていただいて、本当現場は相当大変だなという印象を持っておりますので、今後、この職員の確保に頑張っていただきたいと、これは指摘しておきたいと思っております。以上です。

**○矢田貝分科会長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 待機児童が増えてるといったら増えてはいないと言われたんですけど、この数について待機児、学年ごとの内訳は、新入学児童は全て受け入れているのかどうか、ほかの学年の割合をまずお伺いしたいと思います。それと、待機児童が解消しない、増えてると私は言っていますが、解消しない理由は何なのか。それから、そういうところをちょっと伺います。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 待機児童の学年ごとの内訳と、新入学児童の受入れ状況でございますが、待機児童につきましては、なかよし学級と民間学童クラブ、合計ですが、令和3年度5月1日時点で、1年生が12人、2年生が13人、3年生が19人、4年生が2人、5年生が1人、6年生が1人の計48名となっております。

待機児童が解消しない理由ということでございますが、認識としましては、待機児童については年々少しずつではあるが減少傾向にあるというふうに考えております。その中で民間の学童等、学級数や受入れ定員を増やしておりますが、待機児童の解消に至っていないのは、これまで入級が期待できないために利用を諦めていた、そういった潜在需要が顕在化してきているためというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 今現在の待機児童数は48名ということで、その中には1年生12名もあるということですね。以前は、1年生は取りあえずなかよし学級に受け入れるという方針ではなかったかと思いますが、その辺で1年生も待機児になってる理由は何なんでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 先ほども申し上げましたとおり、今までであれば入級が期待できないために利用を諦めていたような方、そういった方が入所を希望されるといったことが要因になってるのではないかとこのように考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 特に1年生を必ず受け入れようとかいうことはないんですか、考え方としては。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 受入れにつきましては、民間学童保育についても連携をしながら、そういった形で待機児童の解消に取り組んでいきたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。



**○石橋委員** 民間の補助金よりもなかよし学級の運営費のほうが、言えば割安であるということもありますし、公立の施設を増やすべきだというふうに思うんですが、その辺りで今後待機児を解消するために、そういうふうな取組ということをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。公立を増やす。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 先ほど森谷委員からも御指摘にあったとおり、なかなかなかよし学級については安定的に開設できる体制の条件をまず整えるということが必要になります。空き教室の活用ですとか、そういったことも考えて相談していきたいと思います。加えて、民間学童保育のほうですが、子どもの勉強のサポート、習い事、送迎、そういった独自のサービスも提供しておられたり、あるいは保護者の方が共働きや独り親じゃなくても利用できる、あるいは延長保育に対応したケースが多い、そういった工夫をした運営もされてるところでありますので、先ほどのなかよし学級に加えて、民間学童クラブとも連携をしながら待機児童の解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 選んで特色のある学童へっていう選択もあるかとは思いますが、そうでなくなかよし学級にどうしても入れないから民間に行くという事情が圧倒的に多いのではないかというふうに思います。費用もなかよし学級の3倍もかかるというところもあって、特別ないろんな工夫をされてるとか、送り迎えがあるとかいろんな理由はあると思いますが、保護者の人の負担もとても大きくなってるという面もあります。待機児の中には、そういうふうなところにはちょっと行けないからというので待機してらっしゃる人もあるというふうに聞いております。やや人口がまばらな地域ではさほどに待機児は多くないかもしれませんが、居住する地域によっては、なかよし学級に余裕があったり、全く足りないなど大変不平等になっているのではないのでしょうか。

関連で、次の112のほうのところへもう入らせてもらってもよいでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 皆様の御了解をいただけましたら、あと3件でございます。続けてさせていただきますでもいいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** それでは、事業番号112番、放課後児童対策事業（民間児童クラブ）について。

石橋委員。

**○石橋委員** なぜこの少子化であるのに待機児が解消できないのかということについて、もう一度お尋ねしたいと思います。受入れの学級数、それから児童数ももう増やしてもらってます。増えてますよね。だけど、やはり待機児が出るというところについて、もう一度お答え願います。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** 先ほどの御質問ともちょっと重なる部分ではございますが、待機児童については年によって増減の波はありつつも、少しずつではあるが減少傾向にあるというふうに考えております。ただ、学級数や受入れの定員を増やしても実際に待機児童の解消に至っていないことにつきましては、先ほども申しましたが、これまで入級が期待で

きないために利用申込みを諦めておられたような方の、そういった潜在的な需要が出てきているものというふうに考えております。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 潜在需要があるって先ほどちょっと前にもおっしゃいましたが、需要があるということなんですよ。待機児はじわじわと減ってるということですけど、減ったり増えたりという数ではないですかね、この推移は。共働きをせざるを得ない保護者は、子どもだけを家庭に残すっていうのは本当に不安なんですよ。少し年齢が上がったとしても、その年齢なりの心配もまた出てきます。親がもっとゆったり働けて、早く帰れるようになればそりゃいいんでしょうけど、そうならない限りはなかなか解消されないということがあります。やはり公営のなかよし学級のほうを建設を求めておきます。

元年度の予算決算委員会民生教育分科会の指摘事項になっているところが、要するに受入れ児童数は増えているんだけど、まだこの状態が、待機児がやはりなくならないという、解消されていない、需要のほうを上回ってるということがあります。昨年から新型コロナ対策で、放課後児童クラブの果たす役割は大きいということは痛感しました。子育て政策として強力に、早急に取り組まれることを求めます。これ指摘です。

人材確保について先ほども触れられましたけれど、このなかよし学級、放課後児童クラブ、民間ですけど、要するに勤務時間帯が短かったりすることもあって、大変処遇が劣悪だと思います。その辺で職員が増えないという理由もあると思いますので、その辺の解消も考えるべきというふうに思います。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、58ページ、事業番号115番、災害遺児手当扶助事業について。

石橋委員。

**○石橋委員** これ単純ですみません、支給額ですけど、月額2,000円というのは、やっぱりあまりにも低いのではないかというふうに思いますが、その辺についてお考えをお聞かせください。

**○矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

**○金川子育て支援課長** この災害遺児手当でございますが、災害等で親を亡くされた子どもさんの健全な育成と福祉を増進することを目的とするものでございます。この手当は災害遺児の方に対する年金、あるいはその奨学金などの貸付事業、そういったものを補完するものとして学用品等の購入に役立てていただいているものと考えております。金額の2,000円につきましては、県と協調して実施をしているということで、県の設定した金額を支給しているものでございますが、県のほうでは所得税非課税世帯を対象としておられますが、本市におきましては課税世帯も含めて災害遺児手当の対象としているものでございます。

**○矢田貝分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 非課税だけじゃなくて課税世帯の児童も対象として市のほうがしてもらってるというのは歓迎します。しかし、年金の補完としてという考え方にしては、やはり少な過ぎるなというふうに感じます。学用品費や副教材費、クラブ活動やスポーツ少年団など、今やっぱり子どもが育っていく上では多額の費用がどうしてもかかります。増額を、これ要望ですけど、求めておきます。すみません、子どもさんの数、本当に少なかったで

すよね。伺った数は本当に少なかったと思います。何人でしたっけ、二十何人。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 直近の令和3年度、これ9月9日の数字ということで把握をしておりますが、児童数でいいますと27人の方を対象としております。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 県と相談されなきゃいけないんでしょうけど、でも本当に少ない人数ですので、対象も、もうちょっと何とかならないのか御検討をしていただきたいと思います。以上です。

○矢田貝分科会長 次に、事務報告書でございます。189ページ、児童扶養手当事業について。

伊藤委員。

○伊藤委員 事務報告189の一番下のほう、5、児童扶養手当の(2)の児童扶養手当認定請求処理状況というところの受付件数204人に対して認定件数202人です。この2件の不認定理由についてお伺いいたします。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 受付件数と認定件数の差2件の理由でございますが、まず児童扶養手当の支給は申請をされた月の翌月からとなっております、仮に例えば戸籍謄本や民生委員の証明を要する申立書、そういった添付書類が間に合わず申請ができないということになりますと、支給の開始が遅れるということになります。今回の2件の申請につきましては、そういった申請者の方の不利益とならないように、このケースでいいますと民生委員等の証明を要する本人さんの申立書、これを後日提出していただくということで、一旦申請を受け付けたものでございますが、申請者宛てに提出を求める通知を出させていたたり、あるいは電話で催促をさせていただいたにもかかわらず、提出がなされなかったために認定が行えなかったというものでございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど課長がおっしゃいましたけれども、通常なら1枚でも書類が不足すると申請できない、申請受付していただけないというふうに思っておりますが、今回は不利益にならないように、1枚足りないんだけども実態は承知をしているので、把握をできているので、これだけということで認定をしようと思ったけれども、結局は再三のその提出してもらえなかったというようなことですよ。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 この取扱いにつきましては、国が定める事務処理マニュアルにも明示をされてるところでございますが、添付書類が不足してる場合には、本来であれば文書をもって申請者に対して補正命令という言い方をしますけども、それを出していただくということになります。そして、期限、いつまでに出してくださいということになります。この期限については不備の内容に応じて異なりまして、通常、当然その期間までには出していただけるという期限で提出をいただくというところですが、仮にそういった提出がされない場合には申請を却下することということが定めがありますので、そういった取扱いをしてるところでございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 これは、民生委員の意見書っていうか証明書だけではなく、児童委員でも学校長でもいいっていう部分ですか。

○矢田貝分科会長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 第三者としてそういった、例えば児童の監護、あるいは児童養育、児童の生計維持、そういったことを証明をできる方をお願いをするものでございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど決算審査の中でもありましたけれども、民生委員ってとっても忙しいんですね。随分前はずっと家にいてくださる方が多かったですけど、今は仕事をしていますという方が多いですので、私も何回か民生委員さんにその証明書、意見書を書いていただくように同行したりとか連絡をしたりとかしたことがありますけれども、知らないことは書けないだとか、知らないと書けないので事情をちゃんと説明してくださいと個人情報随分聞かれてしまったりとか、そういうふうなことがあって、それは福祉課の生活保護申請の部分でもありましたけれども、どうしたらいいですか、書けませんって言われまして言ったら、知らない、分からないっていうふうに書いて提出してくださいっていうふうなときもありました。それって民生委員さんが一体何の意味があるんですかっていうふうに怒られたこともあって、もう一方では、母子さんや、あと今から生活保護を受けようというふうなとても状況が厳しい中で、民生委員さんのところに電話をして、日程調整をして、分からない初めて行くところを訪ねて行くってすごく敷居が高くて、1人では無理ですというようなお話もありました。今は福祉課はどんなふうになってるんですかね。

○矢田貝分科会長 橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 委員さんおっしゃられるとおり、以前は生活保護の申請をされるときに民生委員の意見書というのをを出していただいております。これは、民生委員さんとは生活保護のケースワーカーも協力関係にあるということで、生活保護が決定した後もその方の支援のほうに加わっていただくという意味合いもございましたし、申請に当たっては生活状況を御存じな場合も当然あるということでこれまでしておりましたけども、平成30年度までということで取りやめております。これは、確かに事情が分からない民生委員さんかなりおられるというところでの負担もあったということで、民生委員さんの御意見をお聞きして、平成31年から廃止をしております。以上です。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 このように福祉課ではもう随分前に廃止をしています。この民生委員さんや、学校長は分かっているかどうか分からないですけど、学校長、寄宿舎の長、児童委員等の証明というのが今の時代にそぐわないのではないかなと思うんですね。なので、それはそれで、一方で国のほうにも要望していただいたり、じゃあ何に代わることができるんだというようなことをやっぱり考えていただきたいなと思うんですね。独り親にとって児童扶養手当は本当に命綱だと思います。だから、不利益を被らないようにっていうのはおっしゃるとおりなんですけど、でも結局不認定になってしまった理由は、結局分かんないですよ。母子の方も小ちゃい子どもを連れてあっちこっち探し回るみたいなことはなかなかできにくいと思いますので、そこら辺のところは基礎自治体ですので、もういろいろな書類がそろった中の、もう一つの民生委員の意見書、証明書ですよ、なのでそれはもうちょっと何とか考えられなかったのかな、配慮できなかったのかなというふうに私は思いま

すが、いかがでしょうか。

○**矢田貝分科会長** 金川子育て支援課長。

○**金川子育て支援課長** 今回の児童扶養手当の民生委員の証明書、この必要性については法令により証明が必要と位置づけられているものではございますが、確かに委員の御指摘のとおり、都市部等では生活状況の確認が困難であったり、形骸化しているといった指摘もあると聞いております。こういった指摘を受けて、国のほうがちょっと判断をどういうふうにされるかということを引き続き注視をしていきたいと考えております。

○**矢田貝分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** すぐすぐどうこうってということにはならないかもしれないですけど、やっぱり国や県にも基礎自治体としてこういう実態があるということ、やっぱりしっかり出していただいて、本当に困ってらっしゃる母子の方が不利益を被らないようにしていただきたいと思えます。指摘しておきます。以上です。

○**矢田貝分科会長** 以上で福祉保健部所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時27分 再開

○**矢田貝分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

次に、議案第90号、令和2年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、教育委員会所管部分を議題といたします。

この際、当局から発言を求められていますので、これを許可いたします。

伊藤学校給食課長。

○**伊藤学校給食課長** 既にお配りしております、令和2年度決算に係る主要な施策の説明書において、2つの事業についての記載に誤りがございましたので、おわびして訂正させていただきます。

まず、説明書の164ページをお開きください。説明書の164ページの上段の表、ナンバー327、学校給食運営事業を御覧ください。左側の区分、決算額と水色で表示されている表がございます。その表中で財源内訳が一般財源443197となっておりますが、これは誤りで、正しくはその他の財源が39568、一般財源が差引き403629でございます。

続いて、今御覧のページの右のページ、165ページでございます。165ページの下段の表、ナンバー330、学校給食施設整備事業を御覧ください。ナンバー330、学校給食施設整備事業につきまして、左側の会計名と水色で表示されている表がございます、その表中の項と目の名称に誤りがあります。項5、小学校費とありますところ、正しくは項5、保健体育費、また目4、学校建設費とありますが、正しくは目4、給食施設費でございます。

以上、2つの事業について、おわびして訂正させていただきます。以上でございます。

○**矢田貝分科会長** それでは、審査に入ります。発言通告一覧表5ページを御覧ください。説明書143ページ、事業番号286番、小学校バリアフリー化推進事業について。

石橋委員。

○**石橋委員** この事業の取組についてですけれど、スロープの設置は全校終わっているの

か。来年度の予算がゼロである理由ということを知りましたら、それは来年度は中学校のほうでスロープがつくられるということでしたので、分かりました。スロープの設置の割合、そしてその他のバリアフリー化、多目的トイレなどの進捗状況についてお答えください。

○矢田貝分科会長 松田教育委員会事務局長。

○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長 スロープの設置状況についてということでお尋ねいただきました。小・中学校ともに、全校整備に向けて取り組んでいるところでございまして、令和2年度におきましては住吉小学校の体育館のスロープの設置が完了したところでございます。現在の進捗状況につきましては、設置が必要な箇所、66か所に対しまして60か所の設置が完了しておりまして、割合につきましては90.9%でございませぬ。整備につきまして、今後も継続して取り組んでまいります。

続きまして、スロープ以外のバリアフリー化推進の状況ということで、バリアフリートイレの設置済みの学校ということでございますが、令和2年度は加茂小学校の改修を行うことによりまして、小学校におきましては22校中12校、中学校におきましては10校中9校という具合になっております。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 年次的にスロープの設置は取り組まれているということで、9割以上の設置がされたということですが、多目的トイレ、これはそういう障がいのあるお子さんが入学したときに設置をするというふうに伺っています。その方針は変わりないですね。

○矢田貝分科会長 東森教育総務課長補佐。

○東森教育総務課長補佐兼学校管理担当課長補佐 バリアフリートイレの設置の方針なんですけれども、必要とされるお子さんが入学される際には、これは必ずつけてかかるということをしていただきますが、そのほか基本的には計画的につけていきたいというふうには考えております。ですから、必ずしもお子さんの入学に合わせてしかなないというわけではございませぬ。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 それと、ほかには何があるかと思うんですけど、例えばエレベーターの設置についていざいざどうでしょうか。お伺いしたところでは、校舎の建て替えがされるような大規模なことにならないとできないということで、建て替えと併せてつけていくというふうに聞いていますが、それ以外に建て替えるっていうことはないんですね。

○矢田貝分科会長 東森教育総務課長補佐。

○東森教育総務課長補佐兼学校管理担当課長補佐 エレベーターにつきましてですけれども、エレベーターの設置の場合は、校舎の形が変わってきたりですとか、かなり大がかりな工事になりますために、公共施設等総合管理計画あるいは学校施設の長寿命化改修計画におきましても、大規模改修等の機会を捉えてやっていくということを原則としております。今後も計画的に長寿命化改修を進めていくつもりでおりますので、その機会にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 バリアフリーっていうのは、そこに入学された生徒さんのためだけではないと思うんです。その保護者の方に話を聞いたことがあります。子どもの参観日に、1階な

らまだしも、スロープがあったから行けたけど、2階、3階になるともう上がれないから行くのを諦めた。でもすごく悲しかったわっていうふうに伺ったことがあります。そういう意味でいうと、学校というのは生徒だけのための施設ではありません。今はコミュニティ・スクールっていう取組も積極的にされようとしていますし、開かれた学校という意味で、やっぱりバリアフリー化っていうのは地域の大事な施設だというふうに思います。急がれると思います。災害時には、ひょっとすると避難所になるということもあり得ると思います。町全体で見ると、バリアフリーは極めて一部にしかできてなくて、道路なんかの状況でもなかなか大変なことが多いです。障がいのある人にとっては本当にどんなに不便なことかと、そういうふうに思うことが多くあります。まずは学校から、子どもが育っていくその施設から積極的に、子どもが入るのを待つとかそういうことではなくて、年次的に計画して、できるだけ早く解消していただくように、これは要望しておきます。

**○矢田貝分科会長** それでは、次に行きます。144ページ、事業番号287番、小学校特別教室等空調設備改修事業と、152ページ、事業番号304番、中学校特別教室等空調設備改修事業、この2つについて。

土光委員。

**○土光委員** この2つは、特別教室の空調設備で必要だから改修事業をしたということで、これはこれでそうかなと思います。ちょっとこれに関連するということで質問をします。本会議でもやり取りありますが、今、学校でエアコン、特別教室で未設置のところはまだあるということに関して、この事業そのものは設備があるから改修ということで、それはそれでいいということで、やはり特別教室でまだ未設置のところがあるということに関してこれからどういうふうな考え方か、これ本会議でやり取りがあって、もちろん予算のことがあって、最終的には予算の優先順位ということになると思います。この優先順位、この考え方に関して、多分市長か副市長かどちらかの答弁だったと思います。今、普通教室には全部ついてると。予算のことがあって、なかなか特別教室にまでは手が回らないと。普通教室にはついてるのだから、何とかそれをやりくりしてやってもらうこともできるのでというふうな趣旨の答弁があったと思います。

ただ、特別教室で、例えば理科室にはついてないという状況があって、なかなか理科室でやろうとすることを普通教室で代替という事実上難しいと思います。実際、この8月に校長会から要望書でも、理科室とか家庭科室、図工室等、これのエアコン設置の要望が出ています。だから、この辺の考え方なかなか代替ができない。そして、使用頻度がそれなりに高いというところに関しては、やはり優先順位を考えると、そういったことは当然考慮すべきではないかというふうに思うのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

**○矢田貝分科会長** 松田教育委員会事務局長。

**○松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 特別教室のエアコンの設置ということで御質問いただきました。御案内のとおり、本市におきましては児童生徒が最も長い時間を過ごす普通教室について全体の整備を終えまして、また特別教室のうちでも図書室、音楽室にはそれ以前から全校整備に取り組んできたところがございます。そのほかの特別教室のエアコンにつきましては、必要な施策の一つと考えておりますものの、教育施策全体の中での総合的な優先度を勘案しながら、今後事業化について判断することとしております。

なお、各学校の取組といたしまして、年間の授業の順番を入れ替えるなどして、整備を終えた普通教室を活用するなどの工夫をして、対応をいただいております。

今後の特別教室の設置時期ということになりますと、具体的な時期は未定ではございますが、先ほども御答弁を申し上げたように、優先順位や優位な財源などを総合的に勘案しつつ、教育環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 先ほどと重なる部分ありますが、例えば特に中学校長会の要望書でこう書いてあります。利用頻度が高い理科室、美術室、これってなかなか普通教室で代替難しいのではないかと思います。そういったことも考慮して優先順位というのを検討していただきたいというふうに思います。これは要望です。

**○矢田貝分科会長** 次に、135ページ、事業番号269番、スクールソーシャルワーカー活用事業。

前原委員。

**○前原委員** スクールソーシャルワーカーの活用事業ということで、家庭環境とか、また障がい等の方、多くの問題を抱えている子どもたちに対して、それを支援するという形なんですけども、義務教育終了後の支援の継続について、それはどうなってるのかというのを伺いたいなと思っております。切れ目のない支援というのがやっぱり必要だと思いますので、そのことについて伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** まず前提としまして、本市のスクールソーシャルワーカーは小・中学校の児童生徒とその保護者が支援の対象でありまして、義務教育終了後の支援につきましては、高校のスクールソーシャルワーカーでありますとか市の福祉部局が担っているところがございます。切れ目のない支援という点で、この義務教育終了後の支援継続の取組につきましては、生徒本人や保護者の了解を得まして、進学先や関係機関へ情報提供を行っているところでございます。

**○矢田貝分科会長** 前原委員。

**○前原委員** 分かりました。すみません、ちょっと質問の順番的に僕が先にするのあんまりよくないんだなと思うんですけども、仕方がないので進めさせていただきます。

これ、支援を通じて得た個人情報というのは非常に問題になってくるのかなと思うんですけども、個人情報の取扱いについてどのようになっているのかお伺いいたします。

**○矢田貝分科会長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 個人情報の取扱いにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、生徒本人と保護者の了解を得た上で進学先でありますとか関係機関と共有しているところがございます。場合によりましては、高校に入学される際に高校のほうから保護者の方へ投げかけられて、了解を得て進める場合もございます。

今後、こども総本部により福祉部局と一体となって業務に当たりますことから、義務教育終了後の継続した支援を含めまして充実した支援体制の構築に努めてまいりたい、そのように考えております。

**○矢田貝分科会長** 次に、石橋委員。

**○石橋委員** 配置されているワーカーさんの数は3名だというふうにもう既に伺ってお



ります。小学校の校長会のほうから、各中学校区で1人の配置をとという要望書が出ておりましたが、中学校区1人という配置はできているのか、そのことについてはどういうふうにお考えなのか伺います。

○矢田貝分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーは現在、市全体で3名配置しているところをごさいます、各中学校に1名は配置されていないような状況でございます。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 中学校区に各1名ずつの配置というのはやはり望ましいので、それに近づきたいというふうにお思いなんですか。

○矢田貝分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 配置の人数につきましては、校長会のほうからの意見を細かく聞きますと、時間数もそうですけれども、中学校区に1名配置することによって、非常に機動性が担保されるというようなこともあるというふうにごさいます。この辺り、時間数的なニーズとマッチしてるかどうかというところは精査していかないといけないというふうにごさいます、今後の方針につきましては、御承知のとおり、子どもを取り巻く環境でありますとか悩みは非常に多様化、複雑化してきておまして、その対応は学校だけではなかなか難しいような現状です。また、支援につきましても、学齢期に限らず、就学前から始まって、義務教育終了後も継続することが重要であるというふうにごさいますので、今後、こども総本部により福祉部局と一体となって業務に当たる際、スクールソーシャルワーカーの増員も選択肢の一つとして視野に入れてるところをごさいます、充実した支援体制の構築に努めてまいりたい、そのようにごさいます。

○矢田貝分科会長 石橋委員。

○石橋委員 中学校区によっても対象の児童数、生徒数が大きく違うかなというふうには、密なところとまばらなところでは違うのかなというふうにも思いますし、各校区1名というのはなかなか遠いのかもしれないんですけれど、米子市で3名はやっぱり広過ぎるなというふうにごさいます。増員を強く求めておきます。以上です。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 石橋委員とほぼ質問の趣旨は同じです。まずお聞きしたいのは、令和2年度、事業の成果ということで問題件数とか解決した件数、そういった数値が出されています。これは先ほど言ったように、スクールソーシャルワーカーの人数は3名ということで対応している。令和2年度は3名でこういった実績がある。これ現場としてというか、担当として令和2年度いろんなニーズがあったと思います。そのニーズに3名で、多分もちろんできるだけ精いっぱい対応したのだらうと思いますけど、実感としてやはりもう少しスクールソーシャルワーカーの人数が多かったほうが、より適切に対応できたというふうな思いはあるでしょうか。

○矢田貝分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 現在の3名の体制で、それぞれ3名が学校や関係者との会議に参加しましたり、学校と児童生徒及びその保護者へ支援を行ったりしている結果、数値として

お出ししておりますように、大体80%の好転したケースが確認されてはいるところですが、御指摘のように、現体制で最大限の対応を行っているものの、ケースによってはやはり十分解決に向けた手だてが深まらなかったような対応もあったというふうに認識しているところがございます。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 今後の考え方ですが、先ほどの答弁でいろんなことで、例えば校長会の要望は中学校区1名というふうな形で要望が出ています。それに関して答弁としてスクールソーシャルワーカーの増員も選択肢の一つとしていろいろ検討していくというふうに言われたと思うのですが、具体的にスクールソーシャルワーカー、現在は3名、今後例えばいつまでに何名とかというふうな目標というか、数値目標は今の時点であるのでしょうか。

**○矢田貝分科会長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** スクールソーシャルワーカーの配置人数の目標ということでございますが、これは令和元年10月に策定しましたひまわりプランにおきましては、令和5年度までに今5名配置を目標としてきているところがございます。これはその時点での学校のニーズでありますとか、教育委員会としての実感に基づいて5名ということで目標としたところであります。以上です。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 多分そういうことを前提で予算要求とか今後あるのだらうと思いますので、そのときにきちっと議論して、よりいい形になればいいと思います。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、事務報告でございます。386ページ、通級指導教室整備事業について。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 386ページの一番下の(9)の通級指導教室整備事業についてお尋ねしたいと思います。この事業は、支援の必要な子どもたちのニーズに応じた指導や支援を行ったと書いてありますが、本当に私はとても重要な事業だなと思っております。まず、通級指導教室の設置状況と開催状況についてお尋ねしたいと思います。

**○矢田貝分科会長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 通級指導教室のまず設置状況につきましては、現在、小学校に7教室、中学校に2教室設置しているところがございます。それに加えて、通級指導教室が設置されていない学校の児童生徒も自校で指導が受けられることができるよう、7名の指導者が該当児童生徒が在籍します学校を訪問して指導を行う巡回指導方式を取り入れているところがございます。

続きまして、開催状況につきましては、児童生徒の実態に応じまして個別に週1時間、または2週間に1時間の指導を行っているところがございます。令和2年度通級指導教室に通う児童生徒数は、小学校のことばの教室、言語障がい通級指導教室に16名、まなびの教室という発達障がい通級指導教室に105名、中学校のまなびの教室に46名が通っているような状況でございます。

**○矢田貝分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 通級指導教室がない学校の児童生徒も自校で指導が受けられるというふうなことですけれども、それは支援の必要な子ども全てに対応できているとお考えですか。

○矢田貝分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 基本的には他校で通級指導を受けるとなりますと、移動に1時間要すことになりまして、これが自校で通級を受けることができるようになりますと、保護者の方の負担も、それから子どもの学びの保障という点でも非常に有効であるというふうに感じておりますが、中には自校で受けることに少し抵抗があるお子さんもいらっしゃるという点で、そういったお子さんには、例えば他校で通って受けることがもし可能であれば、そういった学びもできるような体制を整えていると、そういった状況でございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど決算の指摘の中でも、5歳児健診のことが出ておりましたが、5歳児健診で早期に気づいて、早期の支援を始めるというところの一つの、この通級指導教室はその一つであると思っていて、とても大きく期待をしているんですね。でも、果たして本当に支援の必要な子どもたちが全てこの通級指導教室が活用できてるかっていったら、私はそうではないんじゃないかなと思うんですが、改めて聞いていいですか。

○矢田貝分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 御指摘のとおり、全ての通級指導が必要なお子さんに、こうした通級指導の教育の場が提供できているかどうかという点につきましては、人数的なキャパもございますので、現状では、じゃあ全て十分であるかと問われれば、なかなかそうじゃない状況もあるというふうに考えてございますので、その辺り状況を見ながら、また県のほうにも加配の要望等をさせていただきたいというふうに考えております。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 通級指導教室については、将来的には全校配置ということを目指しているというふうに伺っています。これは何年か前に聞いたことですので、それから徐々に増えてはいると思うんですけども、全校配置が難しいのは、先ほども言われました県の加配の問題ですよね。私はこの支援を必要とする子どもたちが実際にいるのに、そこに積極的に働きかけができないとか、入りたくても入れないような状況があるということは、やっぱりいかなものかなと思うんですね。せっかく5歳児健診という新たな方式があって、支援ができる状況なのに、そこで県のほうにもっておっしゃいましたけど、県と協議をするか、また市、ここからは決算とはちょっと離れると思うんですけど、市単独でも私はすべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○矢田貝分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 市単独での支援というふうな御指摘でございますが、現在そういった想定はしてございませんが、そういった支援が必要なお子さんに対して十分な教育がなされないというのは非常に課題であるというふうに感じておりますので、あるいはその他の手段等、学校内での特別支援教育でありますとか、そういった機会を捉えて、そういったお子さんのニーズをしっかりと満たせるように努力してまいりたい、そのように考えてございます。

○矢田貝分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後にしますが、私はこの通級指導教室に通うことで、いろいろな困り感が解消するか、訓練などによってね、指導によって、結局は不登校だとかいじめとかも少なくなるんじゃないかなと思うんですね。こっち側ではいじめや不登校がなかなか解消せず

にどんどん広がっていくというようなところも予防的にここで解決の一つの策になるのではないかなと思うんですね。なので、ぜひこの通級指導教室については、将来的に全校配置を目指すというところが、ただ待ちの姿勢ではなくって、やっぱりもっと積極的にどういうふうにしたらできるかというようなことをこども総本部もできますので、考えていただきたいなと思います。困り感がある子どもが充実した学校生活や、あと学びの保障になるようにぜひお願いしたいと思います。以上です。

**○矢田貝分科会長** 次に、説明書164ページ、事業番号327番、学校給食運営事業について。

土光委員。

**○土光委員** 学校給食運営事業の中で決算額、令和2年度は約4億4,000万、これは出てます。これ要は学校給食を実施するときに、何に幾らの経費がかかるかということをちょっと整理したいということも含めて、それで質問します。ここに載っている、例えば令和2年度4億4,300万、これは学校給食を実施する上でどの部分の経費なのか。というのは、学校給食をするためには給食センターとか設備が要ります。そこで働く人の人件費が要ります。それから当然食材が要ります。いろんな実施するためには費用がかかるとは思いますけど、ここの金額はどの部分の金額かというのをまずお伺いします。

**○矢田貝分科会長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** こちらの学校給食運営事業の決算額の主な内容についてのお尋ねです。主な内容といたしましては、学校給食の調理委託料、調理上の光熱水費や維持管理費、学校給食を各学校へ配送する委託料、学校給食の配膳員の報酬などでございます。先ほど例示にありました職員の人件費ですとか食材費は、ここには含まれておりません。以上です。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 調理の委託料というのは、そこで委託して、そこで実際給食を作る調理員の人件費はこの中に入っていますよね。ちょっと確認です。

**○矢田貝分科会長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** そのとおりです。調理委託料の中には、そのような人件費は含まれております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 先ほどの答弁で、職員の人件費は入っていないというふうに言われましたが、この職員っていうのは誰のことですか。

**○矢田貝分科会長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** 大変失礼いたしました。先ほど申し上げました人件費というのは、こちらにあります、当局の側にありますような市の職員、例えば事務職員ですとかの人件費のことです。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。それから、食材は入っていないということで、この食材にかかる費用は、例えば令和2年度どのくらいかというのを分かれば教えてください。

**○矢田貝分科会長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** 昼食用の食材の調達は、一般財団法人米子市学校給食会が行ってお

ります。こちらで必要な食材費でございますが、児童生徒や教職員等から徴収した給食費を財源としておりまして、令和2年度の食材の調達に要した費用といたしましては、約7億4,000万円となっております。以上です。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 分かりました。今いろいろ学校給食費の無償化の話が出ていますが、この無償化するというのは今言った食材部分、これは今、食材部分は給食費として集めてる、その部分で財源は補ってるということで、無償化云々というのはこの部分のことがどうするかという議論というふうに思っていますか。金額は7億ぐらいというふうに捉えていますか。

○矢田貝分科会長 伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 こちらの7億4,000万円のうち、例えば生活保護を受給していらっしゃる方には、そちらの生活保護費から、また就学援助を受けていらっしゃる方は、その就学援助費からこちらの給食費のほうを補填するようになっております。また、この7億4,000万円の中には、児童生徒以外の教職員の食材費も含まれております。したがって、児童生徒の給食費を無償化するといった例の場合には、令和2年度の決算額から考えますと、おおよそ5億5,300万円程度というふうに考えております。以上です。

○矢田貝分科会長 土光委員。

○土光委員 分かりました。以上です。

○矢田貝分科会長 以上で全ての審査が終わりました。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午後4時02分 休憩

午後4時03分 再開

○矢田貝分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

分科会長報告に入れるべき指摘事項について、委員の皆さんの御意見を求めます。

伊藤委員。

○伊藤委員 私は指摘した中で婦人保護対策事業についてと地域福祉計画について指摘したいと思います。

(「番号を教えてください」と声あり)

○矢田貝分科会長 婦人保護対策事業、一覧表でいきますと、4ページですね。

(「95番ね」と声あり)

○伊藤委員 はい、95番と。

(「地域福祉は3ページの80番」と石橋委員)

○矢田貝分科会長 もう一つ地域支援活性化事業ですか。2ページの地域支援活性化事業、伊藤委員の今おっしゃったの。

(「2ページ、73番」と声あり)

○伊藤委員 ありがとうございます。

○矢田貝分科会長 地域支援活性化事業ですね。一覧表でいう2ページ。

○伊藤委員 あっ、そうです、はい。

○矢田貝分科会長 事業番号73。

(「いいんじゃないですか」と声あり)

ほかの方からありますか。

石橋委員。

**○石橋委員** 私は2つ指摘をしてまして、一つはマイナンバーカードの66番で、もう一つは放課後児童クラブのところ。マイナンバーカードは1ページ目の一番上66番、放課後児童対策事業については、4ページの111番、112番なんですが、111番、112番の放課後児童対策事業のほうは、昨年度の元年度の指摘事項になっていました。今年度の数値を見ますと、受入れ児童数も増えて、学級数も増やしてはもらっていますが、相変わらず待機児はやはり解消していないというところで。

**○矢田貝分科会長** それでは、ごめんなさい、後で整理しますので、ほかの委員の皆様から指摘事項に入れられたいことがありましたら、まず言っていただけますか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** それでは、確認をしてまいりたいと思います。一覧表の1枚目、マイナンバーカード取得促進事業について、石橋委員が指摘されましたことにつきましては、このカードの扱いについてしっかりと注意喚起していくべきではないかという指摘をおっしゃっているんだろうというふうに思います。

それから、次2ページ目、伊藤委員が言われました事業ナンバー73番につきましては、しっかりとまだ策定されていない地域につきまして推進をしていくようにという指摘があったという部分を今おっしゃったと思います。

そして、もう一つ、4ページ目、真ん中辺、事業番号95番、婦人保護対策事業につきましてですけれども、事務報告にしっかりと上げて総括をしていき、次年度に生かしていくような取組にしていくべきではないかという。

**○伊藤委員** それとプラスして、窓口が分かるように窓口体制をつくってもらいたいという指摘です。

**○矢田貝分科会長** というところが3点目。

もう一つ、最後、石橋委員がおっしゃったのが、111、112、事業番号ですね、同じ4ページ目の、需要に応えるだけの体制を強化していくべきではないかという趣旨のことだったように思います。

この4点、お2人の委員から指摘事項に入れてはどうかという御意見がございました。

森谷委員もありますか。

**○森谷委員** 111で職員の人材の確保ということを指摘させていただいてます。すみません、遅くなりました。

**○矢田貝分科会長** 何枚目ですか。

**○森谷委員** 111、なかよし学級の。

**○矢田貝分科会長** 同じところ。

**○森谷委員** はいはい、同じところ、はい、同じところ。

**○矢田貝分科会長** そうですね。職員のこともおっしゃっていました。職員の人員確保ですね。

**○森谷委員** はい、お願いいたします。

**○矢田貝分科会長** という、項目としては4項目上がっておりますけれども、委員の皆様全員の了解をいただいた上で指摘事項ということになってまいります。皆さんの御意見を

伺ってまいりたいと思います。

まず、マイナンバーカードの取得促進事業についていかがでしょうか。

前原委員。

**○前原委員** マイナンバーカードについては、指摘事項として個人情報という形、個人情報の強化と言われてましたけども、国がやるべきことであって、決算の指摘じゃないんじゃないかなって正直思うので、ちょっと今回の指摘事項にはそぐわないと思っております。

**○矢田貝分科会長** ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** それでは、そぐわないのではないかという意見を承りました。

次、2ページ目、地域支援活性化事業につきまして、皆様の意見を伺いたいと思っておりますが。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** 分かりました。

次、4ページ目です。3項目めになります。婦人保護対策事業につきまして、皆様の意見を伺いたいと思っております。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** 承りました。

最後です。111、112のところについての皆さんの御意見を受けたいと思っております。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** じゃあ、充実させていくという点で。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** では、3件ですね。

すみません、4点のうち最初の1件だけ皆様の御意見を再度確認させていただきます。

前原委員から決算の指摘事項にはそぐわないのではないかという意見を承りました。委員会として、指摘事項として出さないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** それでは、3件についての指摘をするということにさせていただきますかと思っております。

文案を作成していただく委員についてでございますけれども、基本的に御発言をいただいた方で作成をしていただきたいと思います。9月の21日火曜日午後5時までに事務局に、可能な限りメールで、文案につきまして提出をいただきたいと思いますけれども、お願いできますでしょうか。

**○石橋委員** 午後5時。

**○矢田貝分科会長** 111、112の森谷委員と石橋委員につきましては、お2人で調整をしていただければと思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** お願いいたします。

なお、文案については、分科会で述べられたことしか記述できませんので、御了承ください。提出された文案については、24日の分科会で文案調整等を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

**午後 4 時 1 1 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 矢田貝 香 織